

平成 16 年 9 月 8 日（水曜日）午前 10 時 00 分開議

本日の会議に付した案件

認定第 1 号 平成 15 年度久慈市一般会計歳入歳出決算

出席委員（22 名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 堀 崎 松 男君 | 2 番 大久保 隆 實君 |
| 4 番 下川原 光 昭君 | 5 番 澤 里 富 雄君 |
| 6 番 小 倉 建 一君 | 7 番 中 沢 卓 男君 |
| 8 番 桑 田 鉄 男君 | 9 番 小 柳 正 人君 |
| 10 番 八重櫻 友 夫君 | 11 番 中 平 浩 志君 |
| 12 番 播 磨 忠 一君 | 13 番 中 塚 佳 男君 |
| 14 番 山 口 健 一君 | 15 番 大 沢 俊 光君 |
| 16 番 田 表 永 七君 | 17 番 宮 澤 憲 司君 |
| 18 番 小野寺 勝 也君 | 19 番 城 内 仲 悦君 |
| 20 番 下斗米 一 男君 | 22 番 濱 欠 明 宏君 |
| 23 番 菊 地 文 一君 | 24 番 東 繁 富君 |

欠席委員（1 名）

- 3 番 木ノ下 祐 治君

事務局職員出席者

事務局 長 嵯 峨 哲 事務局次長 根 井 元
庶務係 長 大 森 正 則 議事係 長 和 野 一 彦
主 事 野 中 昭 伸

説明のための出席者

市 長 山内 隆文君	助 役 望月 正彦君
収 入 役 基石 明男君	総 務 部 長 鹿糠 芳夫君
企画開発部長 卯道 勝志君	市 民 生 活 部 長 末崎 順一君 (兼)水道事業所長
健康福祉部長 外館 正敏君	(兼)福祉事務所長 産 業 部 長 岩泉 敏明君
建設 部 長 中森 健二君	教 育 委 員 長 稲田 泰山君
教 育 長 外館 弘 君	教 育 次 長 貳又 正人君
選挙管理委員会 鹿糠 孝三君	農 業 委 員 会 長 荒澤 光一君 委 員 長
監 査 委 員 木下 利男君	総 務 部 総 務 課 長 砂子 勇君 (併)選管事務局長
総務部財政課長 佐々木信蔵君	政 策 推 進 課 長 菅原 慶一君
教 育 委 員 会 松野下富則君	農 業 委 員 会 長 中新井田勉君 総 務 課 長
監 査 委 員 賀美 吉之君	事 務 局 長

そのほか関係課長等

~~~~~

午前 10 時 00 分 開会

委員長（菊地文一君） おはようございます。ただいまから決算特別委員会を開きます。

本委員会に付託された議案は、認定第 1 号から認定第 11 号までの平成 15 年度各会計決算であります。この際、議案の審査日程及び審査方法についてお諮りいたします。議案の審査日程は、本日及び 9 日、10 日の 3 日間とし、審査の方法は、認定第 1 号の一般会計については歳入歳出とも款ごとに質疑を行い、この質疑終了後に財産に関する調書について説明を受け、質疑を行うことといたしたいと思います。また、認定第 2 号から認定第 10 号までの各特別会計については、歳入歳出ごとに質疑を行うこととし、認定第 11 号水道事業会計については、一括質疑を行うことといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

認定第 1 号 平成 15 年度久慈市一般会計歳入歳出決算

委員長（菊地文一君） それでは、付託議案の審査に入ります。

認定第 1 号「平成 15 年度久慈市一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。なお、質疑の際はできるだけページ及び項目等を示して行うようにしていただきたいと思っております。それでは、歳入 1 款市税、質疑を許します。19 番城内仲悦委員。

城内仲悦委員 市税全体収納率 91.41、第 1 款の市税はそうですけれども、全体として景気が低迷している中で、市税に対する影響が出てきていると思うんですけれども、15 年度決算における傾向をどのようにつかんでいるのか。個人市民税、あるいは法人市民税等もあるわけですけれども、その動きはどうなっているのか、極めて今、一般財源の枢要をなす部分ですけれども、その傾向についてどうとらえているのか、お聞かせいただきたい。

委員長（菊地文一君） 亀田税務課長。

税務課長（亀田公明君） 市税全体にかかる平成 15 年度の決算の状況というふうなことでございますが、委員おっしゃられましたように、景気の低迷が続いてからしばらくになるわけでございます、平成 15 年度についても、14 年度までと同様にと申します

か、さらに拍車がかかったような状態の部分もありますが、やはり景気の低迷の影響が非常に大きくなってきたというところがうかがい知れるところでございます。個々に市民税、個人、法人ともそうなのですが、例えば個人市民税ですと、いわゆるリストラ、あるいは賃金の抑制、低下と申しますか、そういったことで、これまで所得割を納めておいた納税者が、均等割のみの納税になる方が増えてきたといったような状態になってきているのが実態でございますし、法人市民税につきましても、いわゆる法人の稼働の状況が低迷しているといったようなことから、特に償却資産にあっては機械器具類等の買い控え等から、新しく機械を買い換えたときに発生する新たな税源が少なくなってきているといったようなことが出てきております。それから一方、個人の家屋等を見てもその傾向が出てございまして、経年減点と申しまして1年たつごとに家屋が消耗していくといったことで、減耗させて計算するわけですが、減耗の額よりも新築・増築で増えてくる額が非常に少なくなってきているといったような状態でございます。それから、それ以外の市たばこ税については、昨年の7月に税制改正がございまして、総額が前年度よりも増になってございまして、軽自動車税につきましても、四輪乗用自家用車の伸びが顕著でございまして、そこも増になっているといった傾向でございます。以上です。

委員長（菊地文一君） 18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 今も若干出たわけですが、市税の問題で滞納の主要な原因、不納欠損の分については理由別に見させていただいているわけですが、傾向としては同じかと思うんですが、滞納の主要な要因は何か、お聞かせいただきたい。

それから2番目ですが、滞納の額が市税で3億台に乘りました。これを押し上げているのが固定資産税の滞納ではないか、ということですが、この関係がおわかりでしたらお聞かせいただきたい。

それから、こういうふうに景気低迷で滞納が非常に増えてくるという中で、いわゆる担税力がなくなっているという中で、一方では税収を確保しなくてはならないということで、現場では大変な苦勞をされていると思うんですけども、一方では納税者にしても納めたくても納められないという状況、両方にそういう悩み・苦勞があると思うんですけども、徴収を猶予・

免除するには、何点かありますね。それを担税力の関係でどういうふうに対処されているのかお聞かせください。

委員長（菊地文一君） 中居収納対策室長。

収納対策室長（中居鉄男君） 滞納額にかかわっての滞納原因というご質問でございます。一般税で申し上げますと、原因と思われる主なものは借金、定職についていないための低賃金でございます。それから、自営業者の景気低迷による収入の減というのが主な原因になっておりまして、人数からいきますと5割強がこの三つの原因で構成されているというのが実態でございます。

それから、固定資産税について滞納が増えているんじゃないかということでございます。これにつきましても、結局、固定資産税は収入とはかかわりなく資産に課税になるものでございます。傾向と申しますと、景気の低迷がかなり影響してきているというふうに見ております。特にも市民税等は収入とかかわりがあって、課税はその年度によって多かったり少なかったりするわけですけれども、固定資産税は資産にかかる税金です。こういうことで、ある程度一定になっているわけでございます。ですから、収入が一定しない場合、かなり苦しい状態になってきているのではないかなと、このように見ております。

それから、徴収の猶予ということでございます。地方税法上、徴収の猶予ということの規定はございます。ただ、それにはかなり厳しい制約もございまして、そこで徴収サイドとしましては、納税相談を通して納付計画を立てていただきまして、それに基づいた納付をしていただくということで、納税者の実態をうかがいながら進めておるところでございます。納付計画なるものは、結局、徴収猶予という税法に定めるところの徴収猶予ではなくて、それ以前の任意的な納付計画ということで双方の話し合いによって決定をして、期限を定めて納めていただいているというふうな状況になってございます。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 最後にご答弁いただいた件について1点お聞かせください。いわゆる徴収免除といいましますか、生活保護適用になるとか、あるいは病気とか、収入が著しく低下するとか、確か三つほどありますね。そこで収入低下の点で、久慈市の場合、例えば生活保

護世帯、生活保護費の1.何倍とか、そういう目安的なものがあるって運用されているんでしょうか。担税力の有無にかかわる問題です。運用として久慈市ではどういう基準というか、考え方の基礎があると思うんですが、いかがでしょう。

委員長（菊地文一君） 中居収納対策室長。

収納対策室長（中居鉄男君） 生活保護基準に照らしての1.5倍とかいろんな基準を持っているかということでございますが、その基準は設けておりません。しかし、納付相談等を通じまして、収入の状況等を把握しながら個々に対応しているところでございます。

委員長（菊地文一君） 16番田表委員。

田表永七委員 それでは21ページの収納率にかかわって質問いたします。軒並み収納率が前年度比低下しているわけですが、それはただいま納税環境が極めて厳しいと、そういう説明がありまして、私どもはそのことについては、そのように思っているわけです。しかし、これは集めなければならないとか、納めてもらわなければならないわけですから、この人たちにどう今後対応していくかということが極めて重要な課題なのではないかなと、私はそう思っているわけがあります。一般質問でもそういった観点から発言をした経過がありますが、例えば固定資産税、収納率90.01%、これは昨年に比べますと、1.72ポイント減になっているんですね。こういうことが来年も再来年も続くということであれば、財政的に非常にピンチを迎えると、そう思うわけです。今後、未納者に対する対応をどうしていくかということについてお伺いしたい。

二つ目は、23ページであります。特別土地保有税の収納率が極めて低いという数字が備考欄に記載してあるわけでありまして。昨年の決算書と比べてみました。昨年は収納率75.80%ということになっているわけで、非常に大きな落差があるわけですが、これはどうしてなのかについてお伺いいたします。以上2点でございます。

委員長（菊地文一君） 中居収納対策室長。

収納対策室長（中居鉄男君） 収納率の低下によって、特にも固定資産税についてはどのように対応するかという質問でございます。先ほども申しましたとおり、確かに納税環境が悪くなってきているという実態があります。しかしながら、納めなくてもよいという

ことにはなりませんので、そこは滞納者の個々の実情に応じた納付をしていただいて、収納率の向上を図りたいと、このように思っております。

それから、2点目の土地保有税でございます。土地保有税は、新規の課税がなくなりまして、これは滞納繰越分だけのものになっております。15年度収入で2万6,300円が入っておりますけれども、これは課税保留になっていたものが、保留が解除になって納めなければならない状況になったものが入ってきたということで、あとのものにつきましては、経営不振とかいろんな事情があって納めていただけなかったというものでございます。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 16番田表委員。

田表永七委員 最初の1点目について再度お尋ねいたしますが、今の説明ですと非常に精神論的で具体的な対応の方策が見えてこない。「努力したい」と、それは努力はいつもしていただいているとは思っていただけますけれども、例えば具体的に専門集金員でしたか、あいったものを増やすとか、あるいは、納税貯蓄組合に職員を派遣して総市民的な納税市民運動を展開するとか、何かやはり具体的な方策を示してほしいという意味で質問しているわけです。以上です。

委員長（菊地文一君） 鹿糠総務部長。

総務部長（鹿糠芳夫君） 収納対策についてでございますが、これにつきましては一般質問の際も申し上げましたけれども、やはり滞納対策ですとか、あるいは強制徴収を含む対策等は努めていかなければなりません。こうした中で、例えば前年度は管理職による徴収協力体制とか、こういったことにも取り組んでまいりました。しかしながら、一方ではこういうふうな徴収実績が低下しております。それは先ほどのような要因が考えられるわけですが、これにつきましては、例えば茨城県等では県と市町村が共同して滞納整理機構を立ち上げて実績を得たという例がございます。これについては、私どもも県の方にぜひとも検討してほしいということで申し入れをしているわけでございますが、県の方では滞納整理機構について市町村の意向を調査した結果、これについては全体では70%程度が希望するという結果であったようですが、中身としては市部では30%程度、あるいは町村部では80%程度ということで、市部の要望が少なかったという結果で、県の方ではこれについてなかなか具体的に前に進

めない状況になっていると聞いております。しかしながら、こういう状態になってきますと、やはり徴収に関するノウハウ、あるいは専門的な知識、あるいは強制徴収をする場合でも、極めてさまざまな法律等が介在してまいりますので、そういった滞納整理機構等はぜひとも必要というふうな考え方に立っております。茨城県の例によりまして、全国的に見れば、各県でもこの取り組みが随分と進んできているようでございます。これを受けて、県でもさらにこの面については市町村と意見交換しながらやっていきたいということでございます。市部で低いというのは、どうしても費用対効果が見えてこない、こういったことが要因となってなかなか踏み切れないという内容でございますので、これについては今後、県とも十分協議しながら、新たな試みについても取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

委員長（菊地文一君） 11 番中平委員。

中平浩志委員 20 ページ、21 ページなんですけれども、軽自動車税。これは前からいつも思っているんですけれども、今回初めて質問させていただきます。去年と比べても収納率が若干下がっていますし、収入未済額についても 45 万 132 円ですか、増えているようですけれども、これは何で収納できないのか、私は理解できません。基本的に車検を受ける場合は、必ず納税証明書、これが必要になってきます。なおかつ、廃車届をするような場合でも——うちも車関係をやっている関係上なんですけれども——きちんと税金を払っていますかと、納税証明書をくださいよと。それを確認しながら廃車手続きをうちではやっているんですけれども、そういったことを考えれば、なぜ 100% 収納できないのかが、どうもいま私には理解できないんですよ、この軽自動車税に関しては。廃車する場合でもきちんと税金を納めて、それを見ながら廃車するというのが基本的には当たり前じゃないかな、というふうには考えておりますし、そういった部分ではきちんと市内の車関係、整備関係を含めながら、納税証明を添付していただきながらきちんと廃車届をしていただくような形で啓蒙活動していかないと。これは金額的には、全体から見ればすごい少ない金額なんですけれども、ただ毎年若干ずつでも減っていくというのは問題があるのかなと思います。今、軽自動車業界自体も前年より増えているんです、登録台数自体は、全

体的にはですよ。ただ、地域によってばらつきはあるんですけども、増えている状況を見ても、台数は増えて、軽自動車税の収納率が下がってくるというのは、これから非常に大きな問題になってくるのかなというふうに思いますので、考え方についてお聞かせください。

委員長（菊地文一君） 亀田税務課長。

税務課長（亀田公明君） 今の軽自動車税の件でございますが、実は市の方でも同じように、「なぜなんだろう」といったようなことで、いろいろと考えをめぐらせているわけでございます。実際にこの内容を見ますと、廃車手続きをしない、ナンバーをつけたまま次の車、次の車と乗り継いでいっているものの中にはあります。それから、友達に譲ったとか、譲渡を友達同士のやりとりの中でだけ済ませておいて、車がどこにいったかよくわからなくなりました。あるいは、手続きをしないまま転出なりなんなりで、その所有者も車両自体を確認できないものも出てきております。そういったものについて、しからば課税する側の方で対応できる部分はないのかというふうなことで、実は、「軽自動車税の課税除外に関する取扱要領」を定めまして、平成 14 年度から課税除外を実施して未納の軽自動車税の中から課税にふさわしくないものについては除外し、これでもって未納の分についても少なくしていこうというふうな取り組みをしているところでございます。ちなみに、14 年度には盗難でなくなったというものがございまして、これは 1 台。それから、平成 15 年度では、50cc 以下のバイク、それから四輪貨物、あるいは四輪乗用自動車、小型特殊といったような車種のところで、合計で 9 台の課税除外をしておるところでございます。いずれ、車検、あるいは廃車の手続き等について行う場合には、当然これは所定の税を納めた後でなければできないことは明らかでございますし、そういう手続きができないわけでございますから、それは確実にやっていただいている方が多いわけですが、滞納の中には先ほど申したような方々が占めておるといようなことで、それらについての解消に今後も努力してまいりたいというふうな考えてございます。以上です。

委員長（菊地文一君） 11 番中平委員。

中平浩志委員 今の答弁で、「確かにそうだな」というふうには私自身も思っておりますし、感じており

ますけれども、来年1月1日から自動車リサイクル法が施行になりますし、そういった部分も含めて考えていけば、ナンバーをつけたままの放置自動車自体がこれからはなくなってくるのかなというふうに思われます。やはりこれからは、整備振興会をはじめ、いろいろな団体があるわけですが、そういった団体と手を取りながら、またタッグを組みながらきちんと税を収納するような形で協力しあっていくこともまた大切じゃないかなというふうに思いますし、また追跡調査、名義変更は必ずやっていると思うんですよ、ある程度。個人的な売買といいながらも、税金は必ず本人には行っているんですよ。その本人が個人売買をやったんだけど、名義変更をやっていなければ、名義のある方の責任なんですよ。そういった部分を強調していかないと、個人売買をやったから名義変更はやっていません、後は知りませんじゃだめなんです、やっぱり。名義変更をやっていなければ、名義変更をする以前の使用者、所有者の方々の責任だということもきちんと明確にうたいながらやっていかなければ、市としても大変じゃないかなと思いますけれども、その考えについてもお聞かせください。

委員長（菊地文一君） 亀田税務課長。

税務課長（亀田公明君） 委員さんおっしゃるとおりでございまして、実は私の方でもいろいろと追跡調査をしてございまして、その中から先ほど申し上げましたような課税除外すべきであるといったようなものを見つけながら措置をしてきているわけでございます。これからも、委員さんおっしゃるように関係機関と協力をしながら、さらに私どもの方でも追跡調査等しながら、適正な課税と徴収に努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員（^{るる}縷縷、答弁があったところですが、いわゆる「担税力」の問題で基準を持っていないというお話でした。一般質問でも議論のあったところですが、生活保護基準プラス30%以下のあたりを一定の減免の基準にしているところが出てきているというあたりが、担税力を評価していく上での一つの基準になるのではないかなと思うんですが、そういった点での考え方はないのか。

それからもう一つは、皆さんは今、決算書を見ていると思うんですが、国保の滞納と一般税を合わ

せると、収入の未済額が約8億円です。これは従来の取り組み方では対応しきれないところまで来ているのではないかなというふうに思うんですが、そういった意味では、先ほど部長から管理職も含めて滞納整理に当たったという経緯があったと答弁があったところですが、これはそれぞれの市町村の取り組みで違いがあると思いますが、ある自治体では全職員で滞納整理班をつくって、全職員が当たっている自治体も出てきているんですよ。今、収納対策室長からいろいろ答弁があったんだけど、1係で8億円を支えるという状況なのか、もう支えきれなくなってきているのではないかなというふうに思うんですが、確かに中心はそこになってもいいけれども、職員がこのことについて全く知らなくていいという仕事ではないよという状況があって、どう職員がかかわっていくかということになっていかないと、このまま滞納が増加していくということになるんじゃないかと思いますが、先ほど課長とか管理職^{うんぬん}云々という話がありましたけれども、そういった意味では、特別職も含めて全職員が滞納整理班をつくって市民との対話に努めていくというようなことが私は必要ではないのか、検討してもいいのではないかなと思うんですが、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

委員長（菊地文一君） 鹿糠総務部長。

総務部長（鹿糠芳夫君） 滞納整理につきまして、今、委員が指摘されたようなことであると思っております。したがって、多額になっておりますし、またその背景も厳しいものがございまして、さまざまな取り組みをしなければならぬと思っております。その中で他市の例で全職員とかさまざまありましたが、これは実際に検討してみますと、滞納相談した場合に、これまでの経過なり、その人の生活のさまざまな細かい点とか、そういった点を十分把握した上で対応しないとなかなか成果が上がらないという点もございまして、そういった点では、全職員とかさまざまなこともあります。やはり全職員でやる場合には別な部分での協力とか——やはり大きな部分での滞納整理を抜本的に図っていくためには、もう少し別な角度からの検討が必要かなと——例えば、先ほど申し上げたような新たな滞納整理機構を構築していくとか、そういったこと等を検討しなければならないのか。また、現在の職員の体制は、例えば収納対策室においても、極め

て人的体制も弱い部分がございますし、また体制を整えるような人的増を図れるような環境にもないわけですから、現在の職員体制の中で何が最も効率のいい、あるいは効果の上がる対応になるのか、これからも研究しながら、あるいは協議しながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（菊地文一君） 亀田税務課長。

税務課長（亀田公明君） 私の方からは、城内委員さんの方からご質問がございました生活保護基準の130%等の考えをもつての対応といったようなご質問でございますが、これについては、担税力と徴収の関係からしますと、いわゆる減免措置のご質問であろうというふうなことでお答え申し上げたいと存じますが、市民税については、非課税限度額という制度があるわけでございますし、それから毎年度、これは国の税調等で、その年度に担税力を考慮しながらの税制改正等を行っておるわけでございます。そういった意味からしますと、この市民税については、担税力を考え合わせながらの措置はでき上がっているというふうには感じているところでございます。一方、先ほど収納対策室長から申しあげました固定資産税については、収入に関係なく、資産、財産についてかかる税なものですから、財産があるだけで収入がないといった方にも税は発生する。しかし、その場合には、徴収の際の猶予なりなんなりといった制度でもつての対応ができていたといったようなことがございます。それから、あともう一つは、減免の中で、前年の所得よりも相当額所得が減少した、あるいはけがをした、それから災害に遭ったといった場合には、その理由の都度都度の減免措置があるわけでございますから、今の生活保護基準の130%ですか——一般質問のご質問で申し上げますと——そういった基準の中で一律に軽減を図ったらどうかといったようなことについては、現在、県内の各都市を見ても、そういった措置をとっているところはございませんし、私どもの方でも、その辺のところまでは、まだ考えていないところでございます。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 6番小倉委員。

小倉建一委員 滞納整理についてお伺いいたします。先ほど城内委員からの話もあったわけですが、税務課職員以外の応援ということで、15年度は管理職が応援したというようなことでお伺いしておりますが、ど

の程度の応援で、どういう成果があったかということについてお伺いしたいと思います。

委員長（菊地文一君） 中居収納対策室長。

収納対策室長（中居鉄男君） 15年度に実施しました管理職職員による収納対策ということでございますが、資料を取り寄せまして、その結果についてご報告したいと思いますので、保留させていただきます。

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。2款地方譲与税、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。3款利子割交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。4款地方消費税交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。5款自動車取得税交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。6款地方特例交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。7款地方交付税、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。8款交通安全対策特別交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。9款分担金及び負担金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。10款使用料及び手数料、質疑を許します。12番播磨委員。

播磨忠一委員 それでは1点お伺いいたしますけれども、民生費の使用料にかかわってでございます。福祉の村の温水プールの使用料ということで、予算額914万9,000円に対しまして、収入済額が774万46円となっておりますが、額にして140万、パーセントにして15.4%の減額になるわけでございますが、私はこれは非常に大きい減額ではないかなと思っているわけでございます。そこで減になった要因と、あわせ

て現在の温水プールの運営と、最近の利用者数についてお伺いいたします。

委員長（菊地文一君） 外館健康福祉部長。

健康福祉部長（外館正敏君） 福祉の村の使用料の減の理由でありますけれども、委員おっしゃるとおり、一番大きく減ったのは温水プールの利用料であります。平成 14 年度実績でありますけれども、3 万 6,380 人の方が温水プールを利用したわけではありますが、平成 15 年度は、3 万 4,370 人の実績になったということから、2,010 人の減少ということでもあります。その理由でありますけれども、本来であれば去年は冷夏ということで利用者が多くなるはずなんですけれども、寒いということで逆にプールに泳ぎに行かなかったということとらえているところがございます。今年については、順調に利用されているというふうなことであります。以上であります。

委員長（菊地文一君） 16 番田表委員。

田表永七委員 31 ページの教育使用料、社会教育施設、中央公民館。これは使用料についてはないですけれども、私は中央公民館は非常にフル回転をして活用されていると、そのように思っているわけですが、野外イベント広場というか、名前はわかりませんが、閲覧室から八戸線の踏み切りにかけてでございますよね、芝が植えてあるところですが、あそこの活用状況はどうなのか。私はある団体に所属して、中央公民館を使わせていただいている回数が結構最近あるんですが、1 度も見かけたことがないわけですが、1 点お伺いいたします。

委員長（菊地文一君） 貳又教育次長。

教育次長（貳又正人君） 図書館・中央公民館の八戸線寄りの広場の使用の件でございますけれども、以前はよく使われた経緯もございますけれども、最近使われていないというふうには使われていないというのは、散歩に来るとか、そういうふうには使われておりますけれども——団体使用とかそういうものでは使われていない状況でございます。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 16 番田表委員。

田表永七委員 私はああいふ緑地といいますか、憩いの広場といいますか、そういったものの有効性といいますか、必要性についてもわかりますけれども、市民体育館が建ちまして駐車場が非常に不便になっていると、私は端的に言えばそう思っているんです。駐車

場に使っていたスペースが体育館の建物になったわけですから、中央公民館を利用する人にとっては駐車場が非常に遠くなりました。そのスペースを背に腹は替えられないということで、駐車場に活用する方法もあるんじゃないかという気持ちもあってお伺いしているんですが、そういうお考えはないのかお伺いいたします。

委員長（菊地文一君） 貳又教育次長。

教育次長（貳又正人君） 駐車場の考え方ということでございますけれども、中央公民館・図書館の駐車場は、少し遠くなりますけれども、体育館の方をご利用いただきたいなど、そういうふうにご覧いただけます。それから、広場の駐車場の考え方でございますけれども、あそこはそのまま利用したいというように考えておりますし、あそこに少し段差といいますか、高低差が結構ございますので、そういう点も考えあわせますと、現状のまま活用していきたいというふうにご覧いただけます。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

先ほどの市税に関しての 6 番小倉委員の質問に答弁を求めます。中居収納対策室長。

収納対策室長（中居鉄男君） 先ほど答弁を保留しました 1 款市税に係る 15 年度における管理職動員に係る実績でございます。応援徴収の相手方でありまして、37 名で期間が 10 月から 11 月までの 2 カ月間実施しました。その納付状況でございますけれども、410 万 3,000 円ほどが納付になっておるということでございます。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 11 款国庫支出金、質疑を許します。12 番播磨委員。

播磨忠一委員 2 点についてお伺いいたします。第 1 点目は 38 ページの土木費の補助金にかかわってでございますけれども、この中で公営住宅家賃収入等ということで、102 万円計上されておりますが、国庫補助金の内容についてでございます。

2 点目は、40 ページでございますけれども、民生費委託金にかかわってでございますが、その中で国民年金の節の部分で当初予算におきましては、910 万 6,000 円になっておりますけれども、収入済額においては 1,252 万 5,907 円となっておりますが、37.5%の増、大きい増なわけでございますが、摘要には国民年金事務と書いてありますけれども、増になった具体的

な内容についてお伺いいたします。

委員長（菊地文一君） 中森建設部長。

建設部長（中森健二君） 公営住宅家賃収入の補助金の内容でございますが、これは昭和 44 年以降に土地取得費を伴って建設をした住宅に対する補助でございます。萩ヶ丘 24 戸中 20 戸、さいわい団地 24 戸中 20 戸、みなと団地 24 戸中 24 戸、これに対する補助でございます。この中で今、24 戸中 20 戸というふうなことでご説明しましたが、対象にならないものは収入超過者が入っている場合には、それは除かれるというふうなことでございます。その補助でございます。

委員長（菊地文一君） 末崎市民生活部長。

市民生活部長（末崎順一君） 国民年金事務の委託金にかかわってのご質問にお答えをいたします。この委託金は国民年金事務費について精算して交付されるという形をとっております。したがって、15 年度の支出済額が人件費も含めまして 2,240 万 4,922 円を要しております。これに対して国の予算の範囲内で、約 56% になりますが、この 1,252 万 5,907 円の額となったものでありまして、当初予算につきましては当時の予算を組んだときの人員体制等が計算基礎となって計上いたしましたので、この差が生じたというところでございます。以上です。

委員長（菊地文一君） 19 番城内委員。

城内仲悦委員 39 ページですが、土木費補助金の関係で、準用河川の改良事業が 1,200 万、3 分の 1 ついていたようですが、この年度における準用河川の整備状況と、準用河川の整備については計画的にやっているというふうなこれまで答弁があったんですけども、この決算における状況と今後どのような準用河川の整備になっていくのか、お聞かせいただきたいと思っております。

委員長（菊地文一君） 中森建設部長。

建設部長（中森健二君） 平成 15 年度の準用河川改良事業でございますが、これは小沢田川、1 河川でございます。これにつきましては、15 年度で完成ということでございます。それから、今後の準用河川の整備の考え方でございますが、いずれ財政状況を見ながら整備に努めてまいりたいと、そのように考えてございます。

委員長（菊地文一君） 19 番城内委員。

城内仲悦委員 小沢田川は 15 年度で完成だという答弁でありました。実は小沢田川を見ますと、従来の三面式の河川じゃなくて、自然を生かしたというか、自然に対応したというか、見ていると自然にマッチしたという感じの改良がなされたというように私、時々通ったときに見るんですけども、そういった意味でいえば、従来の三面よりはお金もかかっているし、工事期間もかかっているのかなというふうに見たんですが、今後、準用河川を整備していく場合に、15 年度に小沢田川をやったような考え方がいいですか、ずっと以前からやってきた三面舗装ばかりじゃなくて、もっと魚も入れるといいですか、そういった環境にマッチしたことでやっていくのか、その点の考え方を聞かせたいのが第 1 点です。それから、確か何河川か依然として準用河川に指定した河川があるはずなんですよ。18 河川か 20 河川あったはずなんですけども、残っている河川がいくつあって、それはどういうふうになっているのか。「今後」と言いますが、結局、間を置かないで、国の補助を導入していくということについて、河川改修については間断なくすることが大事だと思うし、そのために何河川か準用河川として指定してきた経緯があるわけですけども、その点でのとらえ方がいいですか、考え方を聞かせください。

委員長（菊地文一君） 中森建設部長。

建設部長（中森健二君） 河川整備の考え方でございますけれども、現在進めております考え方は、環境に配慮した整備を進めてございます。したがって、今後におきましても、環境ブロックの使用とか、あるいは魚道がある場合には魚道に配慮した整備の仕方、多自然型河川整備というふうなことでうたっておりますが、そのような整備を進めてまいりたいと、そのように考えてございます。それから、現在の準用河川の指定河川数は 19 河川でございます。その中で整備済は確か 7 河川だと思っております。残りの河川の整備につきましては、緊急性等を考慮しながら整備してまいりたいと、そのように考えております。

委員長（菊地文一君） 19 番城内委員。

城内仲悦委員 19 河川のうち 7 河川をやったということは、12 河川がまだ残っているということですね。ところが、以前の答弁の中で、新たな準用河川の

指定についても検討するという事だったんですけれども、こういった意味では、19のうち7河川といっても12河川しかないわけだから、必要な箇所については追加していくという考え方も持つべきだというふうに思うわけですが、それについてもお聞かせください。

委員長（菊地文一君） 中森建設部長。

建設部長（中森健二君） 新たな指定の考え方でございますが、指定につきましては、ある程度簡単に指定はできます。ただ、指定したけれども補助対象になるのかどうか、というふうな点については、かなり厳しいものがございます。したがって、今残っている指定河川がございまして、まず、その整備に向けて努力をしたいと、そのように考えております。

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。次に、12款県支出金、質疑を許します。19番城内委員。

城内仲悦委員 45ページ、高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業ですが、これは確か県単事業だったと思うんですけれども、15年度における件数をお聞かせください。

委員長（菊地文一君） 外館健康福祉部長。

健康福祉部長（外館正敏君） 高齢者にやさしい住まいづくり事業であります。平成15年度の件数は11件であります。以上です。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 11件ということですが、担当に行くとも予算があるとかないとか言うんですけれども、県全体の市段階の統計が出ていますよね。そうすると、花巻市、北上市というのは20何件とかなり数が多いんですよ。そういった意味では、県の行政そのものは県南の方に厚いのかなと、こういう点からも感じるんですけれども、手の上げ方が遅いのか、数を見ていると県南の数が多いです。20何件ですね、市段階を見ていると、県北にいくと久慈市は11件ということで、県のお金を使うにしても、久慈の方に流れるパイプが非常に細いというふうには私には思っているんですけれども、そういった意味では振興局管内に何件と来ているのか、それとも、最初から要求自体が少ないのか、年度途中での要求も出てくると思うんですけれども、足りないときは要求するとしても、県の枠もあるでしょうけれども、そういった意味では年度当初、予算要求段階から来年の分はこのくらいということに決めて出

しているのか、その点でこの違いはどの辺から出てきているのか、そういった点で、もっと数を増やしてほしいんですけども、どうすれば増やせるのか、そこも含めてお聞かせいただきたい。

委員長（菊地文一君） 外館健康福祉部長。

健康福祉部長（外館正敏君） この件につきましては、城内委員さんからたびたびご質問をいただいているところでありますけれども、昨年度においても当初10件だったわけでありまして、管内町村とも調整をしながら、年度末には1件を増やしていただいたところであります。今年度についても——昨年度は490万円の総予算だったんですが——510万円ということで、若干ではありますけれども県の方では増やしているというふうなことであります。この予算要求の方法でありますけれども、振興局からは当管内の実績に応じて予算要求をして配分されているというふうなことで聞いていますが、いずれ振興局等の管内の担当課長会議も年に数回開催をされますので、その会議の中でも振興局に配分される予算についての要望は随時してまいりたいというふうに考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。以上です。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 今、答弁あったように、県では実績に基づいて予算要求をしていくというやり方なんですよ。そうしますと、未来永劫も実績だけでいっちゃうと追いつけないんです、花巻市とか北上市には。数からはじめから違うわけですから。そういった意味では、ぜひこれは予算要求する以前に、もっともっと「こういういい補助制度があって、住宅を改造して自宅介護できる、そういう環境整備に役立ちますよ」という宣伝を大いにしながら、「これぐらいを今度欲しいんだ」という数を見せながら20なら20を要求していくことをしないと、今言ったように実績だけでいくと永遠に追いつかないということがありますので、私は取り組み方としてもっと住民の皆さんから知ってもらって、手を挙げてもらうということをしてながら「現在、このぐらい手が挙がっているの、今年はこのぐらいつけてほしい」というのを県との関係の中で、私は協議に入るべきだと思うんですが、そういった点での取り組み方をお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（菊地文一君） 外館健康福祉部長。

健康福祉部長（外館正敏君） 申請件数の問題等も

あるわけでありませけれども、委員おっしゃるとおり、これからも振興局の方に、増額については要望していきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

委員長（菊地文一君） 20番下斗米委員。

下斗米一男委員 12款全体についてお伺いをしたいと思います。いわゆる県の支出金・補助金、県にかかわる全体の話として。私どもは国の政策によって地方にお金が流れてこないという理解の仕方をしており、また、そういう報道が多くあります。しかし、最近よく聞かれるのは、例えば周辺自治体等を回っていても話が出るのは、「国じゃなくて、県そのものがお金がないから、むしろ市町村事業に対してブレーキをかけている」ということです。「要望しないでくれ」と。国の事業のメニューに該当するのがあるってこれを申請をしたい。しかし、実際には県の方では「それは遠慮してくれ」というのが実態だという話も最近聞こえるようになりました。我が久慈市ではそういう実態の例がないのかどうか。そしてこのことが17年度予算編成に影響がないのかどうかお伺いしたいと思います。

委員長（菊地文一君） 鹿糠総務部長。

総務部長（鹿糠芳夫君） 県補助金にかかわって、県の補助金の実態と市町村への影響等の関係でございますが、これにつきましては、県では現在、岩手県行財政改革プログラムということで、いわゆる公共事業あるいは補助金・負担金等について「改革」ということで進めているわけでございます。この影響は私どもに個々にはあるところでございます。今後も恐らく今の税の環境等から考えれば、県の財政も厳しいことが予測されますし、県補助金の影響は出てくるものと、そのように思っております。そこで、現在、国の方では、「三位一体改革」を進めているわけでございますので、抜本的には地方に対する税財源の移譲、こういったものが進まない限りはなかなか県補助金、将来への展望も見えてこないというふうに認識しているわけでございますが、今後、私どもも市長会等を通じて国の方に税財源の移譲、あるいは地方交付税の財源調整機能、これを要望しているわけでございますが、こういったことについて地方として発言していかなければならないと、そのように考えているところでございます。

委員長（菊地文一君） 20番下斗米委員。

下斗米一男委員 今の部長の答弁は、国の政策の「三位一体改革」、これが一番の問題で、「それが定まれば」というふうな話もよく聞かれる。しかし、現実的にこの久慈地方振興局管内は、私たびたび申し上げますけれども、2カ年でほぼ半額の事業費にダウンしています。これは、県全体がそうなら納得もしますけれども、いわゆる県南・県央と県北との格差がはっきり出ている。こういうことを踏まえて、なおかつ前段出ました市税の問題等にも当然かかわってくるわけですから、もう少し強力にといいますか、強い要望活動なりをしないと、なかなか県北、久慈地区には予算配分がならないというのが現実でございます。そういうことについての決意をもう1回お願いを申し上げます。助役の方からできればお願いを申し上げます。あまりにも県北と県南、差がございます。この現実をどう認識しているかも含めてお願いを申し上げます。

委員長（菊地文一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） 格差という話がありました。確かにさまざまな面で盛岡以南の北上川流域の地域と、それから沿岸・県北との二極化と私は考えておりますが、そういった面は出てきているというふうに思っております。例えば、2次産業についても、誘致企業等は盛岡地域から南のところが多く、沿岸・県北からは撤退が相次いだということもあります。それから、さまざまな面で、例えば、過疎化、高齢化こういったものが進んでいるのも沿岸・県北であると、このように認識しております。したがって、そういった二極化に対応した県の施策というのが必要になるだろうというふうに思っております。こういった面については、地域の実態等を十分に県の方に伝えて、こちらの方の振興策、同じことをやってもだめだと思しますので、そういったものを、久慈地域に限らず沿岸・県北地域全体として取り組んでいく必要があるだろうと思いますので、そういった面は強く県に訴えていきたいと、このように思っております。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 49ページの地籍調査事業にかかわります。今年の緊急地域雇用創出特別事業の関係の中で、確か今、図根点調査、地籍調査をやっているはずですが、地域を回っていますから。そこでよく聞きましたら、確認は衛星の測量を使って見つかるそうでございますが、見つかった後でそれをきちんと管理・確保

するという対策までいっていないという状況を見るんですが、そこで一つは、せつかく図根点というのは国調図面の中にあります。地籍調査をするとき、必ず二つの図根点を基準にして地籍を調査しているのですが、今は衛星も使って、確かに精度は高くなってきております。そういった中で、せつかく調査して発見したもののについてきちんと保全することと、それから地権者がここにそういうものがあると知らないんですよね。そういった意味では「ここにあります」ということをその土地の持ち主に周知をしていく。「これは保全してください」ということをやっていく必要があるんじゃないかと思えます。これまでそれを放置したままで、非常に困っていることもあったわけですから、そういった、せつかくの成果をきちんとやっていくということが大事だと思うので、大して金もかからないことですから図面をコピーして各地主に、「ここにこういう点があります」ということで、「保全にご協力をお願いします」というようなことを、私はすべきではないかというふうに思うんですが、お考えをお聞かせください。それから、今後、ほかの地域についても、こういった緊急雇用でも何でもいいわけですが、順次確認していくことが大事だと思いますが、その点の今後の方向についてお聞かせください、以上です。

委員長（菊地文一君） 岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） 国土調査の件で、図根点の確認のため今、一生懸命担当が努力しているところであります。平成 15 年度から緊急雇用を使って実施して、16 年度も実施している状況でございます。そこで、保全の方法でございますが、これは調査をして、保全をするために行う調査でございますので、それについては万全を期してまいりたいと、そのように考えておりますし、また、地主に対しても保護の立場からいくと、それが大事であるというふうに考えておりますので、その方向で考えていきたいと、そのように思っています。それから今後の図根点の考え方でございますが、調査の関係でございますが、これにつきましても実は緊急雇用対策が 16 年度で終わります。そういったことから財源がかなり必要というふうに思っておりますので、今後は財政当局等と検討しながら対応してまいりたいと、そういうふうに考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。次に、

13 款財産収入、質疑を許します。8 番桑田委員。

桑田鉄男委員 55 ページ、教員住宅使用料にかかわってでございます。全体の戸数がどれぐらいあって、実際使われているのはどのぐらいあって、このぐらいの使用料収入になったのかについてお尋ねをいたします。

委員長（菊地文一君） 貳又教育次長。

教育次長（貳又正人君） 教員住宅の入居状況でございますけれども、戸数が 38 棟ございまして、入居が 23 棟になってございます。現在空きが 3 棟ございますけれども、入居率が 60% 余というふうになってございます。それから、入居していない住宅の状況でございますけれども、12 棟が現在のままでは入居できないような状況であるというふうに考えております。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 8 番桑田委員。

桑田鉄男委員 前に教員住宅の件で質問等した際に、「入るのであれば、手をかけて整備をする」ということだったんですが、今、聞きますと「入れる状況になりものもある」ということなんですが、施設についてはいろんなことを考えれば、そのままにしておくのがいいのか、それとも解体なりをするのがいいのかなどという気もするんですが、その辺の考えについてお伺いします。

委員長（菊地文一君） 貳又教育次長。

教育次長（貳又正人君） 教員住宅の再質問でございましたけれども、この 12 棟が現在のままでは利用できないということでございますけれども、基本的にはそれぞれの学校に 1 棟か 2 棟を設けまして、あとは民間の住宅を活用いただきたいというふうに基本的には考えてございます。しからば、使えない住宅はどうするかということでございますけれども、1 棟当たり 70 万からの費用を要しますので、現在、物置といたしますか、学校で使用している部分もございまして、それらを考えながら解体なり、あるいは学校の事情を考えながら整備してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。次に、14 款寄附金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。次に、15 款繰入金、質疑を許します。16 番田表委員。

田表永七委員 それでは 58 ページ、59 ページ。財政調整基金繰入金にかかわってですが、決算年度末現在高についてはわかりますけれども、8 億幾らなのではないかなと、そう思っていますが、16 年度予算編成にかかわって、多額の繰り入れを行ったと、そのように思っているわけであります。現時点での残高、概略でよろしいです、お伺いしたい。それから、残高にかかわって、地財法に定められている基金の趣旨といえますか、目的からいって適正な額の範囲内と考えておられるのかどうか。その 2 点についてお伺いいたします。

委員長（菊地文一君） 佐々木財政課長。

財政課長（佐々木信蔵君） 財調の現在高ですが、平成 15 年度末については、8 億 1,300 万ほどですが、平成 16 年度の予算を編成する際に 4 億円ほど取り崩してございますので、約 4 億円の現在高となっております。「適正な額はいくらなのか」というお話でございしますが、これについては明確な定めはございません。ただ、8 億数千万の 15 年度末の現在高だったのに、平成 16 年度の予算編成で 4 億円を取り崩し、現在は 4 億円しかないということでございますので、交付税等あるいは税金等が減少していく中で、果たしてこれからの予算編成ではどうなのかということを考えますと、4 億円は決して大きい額ではないと考えており、平成 15 年度の決算で、3 億 6,000 万ほどの繰り越しがございしますが、その半分は積み立てることに地方財政法で定められておりますので、約 6 億にはなりますけれども、これも決して大きい額ではないというふうにとらえてございます。

委員長（菊地文一君） 16 番田表委員。

田表永七委員 今の問題にかかわって、再度お伺いいたしますけれども、「適正な基準はないので何とも言えない」と、そういうお話ですが、過去においていいましても限りなく過去でも困りますが、過去 10 年ぐらいの範囲で、最高の基金額があった時期と額についてお伺いいたします。

委員長（菊地文一君） 佐々木財政課長。

財政課長（佐々木信蔵君） 過去十数年というふうな部分では、私の記憶では 8 億か 9 億ぐらいというふうには記憶しておりますが、もっと過去に戻りますと昭和 50 年ごろに円単位で 7,000 円というところがございましたが、非常に厳しいというふうな時期でござい

ました。いずれ、先ほども申し上げましたが、これからの一般財源の収入と、いわゆる交付税、税金等がどういうふうな推移になっていくかを見定めながら、財調基金の額がどうなのか、どのくらいが適正なのかという部分は、その辺を考慮しながら見ていきたいというふう考えております。

委員長（菊地文一君） 16 番田表委員。

田表永七委員 私がお伺いしたのは、最高額がどのくらいあった時期があるのかをお尋ねしたんです。最低 7,000 円というお話は何いましたけれども、逆に、例えば 10 億あった時期もあるとか、そういう質問でございします。

委員長（菊地文一君） 佐々木財政課長。

財政課長（佐々木信蔵君） 先ほどお話ししましたが、9 億ぐらいがそうだったんじゃないかというふうな記憶でございします。

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。次に、16 款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。17 款諸収入、質疑を許します。22 番濱欠委員。

濱欠明宏委員 考え方をお聞かせ願いたいわけですが、いわゆる調定の考え方です。ご承知のとおり議会は予算が基本になっています。予算中心といえますか、そういう形で執行されていくというのが基本であります。しかし調定もこれまでの中で、大体は微増微減という形で調定がなされているわけですが、ここに来まして、いわゆる森のトレー関連で 15 億何がしかの調定が出たということになります。この問題についてはこれまでも特別委員会、あるいは一般質問を通しながら、相手方の返還能力が極めて厳しいということで議論されてきた経過があります。年度末には、実際の執行の状況に向けて補正をするというのが基本的な議会の流れだと思っておりますけれども、これがいきなり調定という形で決算に盛りられるということの考え方、予算に乖離した調定額の出し方ということについて、ひとつ教えていただきたいというか、説明をいただきたいと思うのです。

委員長（菊地文一君） 鹿糠総務部長。

総務部長（鹿糠芳夫君） ただいまのご質問の件でございしますが、調定を起こす場合は、債権債務等が確定した時点で調定を起こすわけでございしますが、一方、

予算につきましては、見積もる際に収入が確実なものについて予算を見るというものでございます。赤字決算は許されませんので、そのように予算は組むわけでございます。一方、調定の場合は、市に債権が生じて収入すべきものが確定した時点で調定を起すものでございまして、市に入るべき額が今回入らなかったということで未収になっていると、こういったこととございます。

委員長（菊地文一君） 22番濱欠委員。

濱欠明宏委員 これまでの議論の中で、会計検査院が指摘をして、この問題は発生をしたということになります。市長は説明の際にも、「久慈市は、最高で15億円を払わなければならないんだよ」という話も前にやりとりの中であった。そういう流れの中で、部長は「確定をした」と、要するに「3月末で確定をした」というふうなことで、収入になるべきものが収入になっていないから調定に盛ったということになるわけですが、私が言っているのは、3月の補正の段階での見通しとして、収入未済額として上がり得る見通しは質疑のやりとりの中にあつたのではないかとことです。だとすれば、3月の補正の中で、事務的には盛れる事務ではないのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

委員長（菊地文一君） 鹿糠総務部長。

総務部長（鹿糠芳夫君） ただいまの件でございますが、これにつきましては納入通知書を発したということで、調定を起しているわけでございますが、一方、返還に向かつての歳出の計上が見込まれなかったということで、歳入も、収入の見通しが無いということで計上しなかったわけでございます。したがって、予算上はそのように処理しているわけでございますが、これは納入通知書を発行しておりますので、久慈市に入るべき収入ということで、このように未収入として記載したというものでございます。

委員長（菊地文一君） 22番濱欠委員。

濱欠明宏委員 わかりました。この問題が非常に大事な問題だと私は思っているんです、この森のトレーにかかわって。というのは、やはり、これまで補助金返還のスキーム、県とのスキームがあるわけです。これらについても縷々議論があつたところでもあります。その中で、一番の基本は実はここにあってはならないかと思つています。つまり久慈市は収入すべき額として15

億何がしという金があるのだと、相手はもちろん生産組合なわけですが、しかし、現実問題、議論の中では収入が見込めないという状況で議論してきたということがあります。この認識をきちっとしておかなければ、つまり収入未済額としてこういう形で結果として盛られたわけですが、私は部長の説明を事務方の説明としては聞かざるを得ないわけですが、どうも政治的な背景も——悪い意味じゃないですよ——スキームのかかわりで県と市と、そしてトレーの生産者と、あるいは裁判の関係というようなことで、極めてこの問題は非常に久慈市の大きな行政課題になっているという状況があります。そのときに、認識の問題もいろいろ出たわけですが、今、決算の認定議案の中で、市としては明らかな形で収入未済額ということで盛られました。このこと自体も私とすれば、これまでのやりとりの中では疑義がある部分、私とすれば、盛ること自体に疑義がある。というのは、助役の答弁の中でも確定はしていないけれども7対1の負担割合、五千数百万円の最大リスクを払うことで、県補助金の2億円も必要でなくなるとか、あるいは国との3分の2もゼロといひますか、そういう内々の流れもあるかということ、それは話としてはわかるわけですが、しかし形として今残るのは、久慈市はこの調定が出たことによって、収入すべき額15億何がしがあつて、しかし、それを未済額として久慈市は盛った。しかし、この額は基本的には会計検査院の流れの中で国に返還しなきゃならない、あるいは県に返還しなきゃならないという相手方がある額であるということです。今、そのスキームが生まれ、これをどうするかというふうなことになるわけです。一般質問で大沢議員が言った、「これをゼロにするスキームは何なのか」という基本的な考え方を改めてここで聞かせを願いたい。

委員長（菊地文一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） 濱欠委員ご指摘のとおりでございます。この15億何がしにつきましては、市が平成15年の段階で、組合に対して返還命令を出しました。国・県に先駆けて——国・県から返還命令が来ているのが昨年の10月でございます——それ以前に市として返還命令をかけました。返還命令をかけたということは、納入通知書を送つたということで、この15億何がしを組合に払つてくれということで、送つ

たものでございます。それに対しては、いろいろ今まで申し上げてきたとおり、組合としては支払い能力がないということで、今まで返還はなされていないということでございます。それはまさにご指摘のとおりでございます。この返還のスキームにつきましてまさに委員がおっしゃったとおりでございまして、文書として出ているものは国から来ている返還命令、これを受けて県から昨年10月に市に対して来た返還命令だけでございます。ただ、先ほど話がありましたスキームについての裏づけとして昨年の11月25日の段階で、知事が林野庁の長官と会いまして、今のスキームについて確認しているということがございます。それから、県に対する国庫補助金の返還の部分、ここの部分につきましては、去る3月に知事と市長が会談して、マスコミの報道にあったような、ああいったことで合意したというものでございます。委員ご指摘のとおり、ペーパーとして公印をつけて出てきているものというのは、まさに返還命令しかないわけですが、そういったものの積み重ねの中で私どもが訴訟に補助参加して、組合がその訴訟を完遂した中で一定の成果——上がるか上がらないかわかりませんが——そういったものが、最大限努力したということが認められるのであれば、このスキームは完了するものだと、こういうふうに認識しております。

委員長（菊地文一君） 20番下斗米委員。

下斗米一男委員 今の議論を聞いていまして、市民の一人として、単純に思ったのは納入通知書が出た15年2月の時点で既に市に権利が発生している。ということは、3月の補正によってしかるべきだということ、これは濱欠さんの論理ですよ。16年3月の、そのところの説明がなかったように思うんですが、16年3月の補正に既に15億幾らというのがのってれば、市民としてももっと1年半前から理解があるわけですから。15億円という返還とかそういう数字が出てきたのは昨年の10月以降なわけですよ。16年3月の補正にのせなかったということはどういうことなんでしょうか。

委員長（菊地文一君） 岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） ただいまの件でございしますが、実は15年2月10日に債権保全のために通知を出したということです。要するに、債権を保全するために「補助金適化法に違反しますよ」ということの通

知を出して、そのときは納入通知書は発していません。納入通知書が発した時期は、平成15年8月7日でございます。そして、納期限が15年8月18日に定められたものであります。そこで、国から県、そして市に来たのが、先ほど助役から申し上げました15年10月20日に通知書が正式に国から県に来て、県から市に来たということになってございます。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 委員長、今、縷々議論があったところでもありますけれども、資料請求をお願いしたいので、申し上げますのでよろしくお願ひします。一つは、いわて森のトレー生産協同組合理事長の財産について。内容的には、一つは事業開始時に所有していた不動産の詳細。これは、所在、地目、面積。登記簿謄本に記載がある内容でいいわけでもありますけれども、お願いしたい。2番目として、上記財産のうち所有権の移動があった物件。そして、新所有者及び移動の時期について明らかにしていただきたい。もう一つは、組合財産に担保が設定された時点において、組合理事であった者の財産について。これは辞任した理事も含むわけですが、一つは理事就任時に所有していた不動産の詳細、これは市内及び市外です。二つ目は上記財産のうち所有権の移動があった物件、新所有者及び移動の時期について、資料を提示していただきたい。よろしくお願ひします。

〔委員長、議事進行〕と呼ぶ者あり

委員長（菊地文一君） 22番濱欠委員。

濱欠明宏委員 今、城内委員から資料請求があったわけですが、私は今の部分は特別委員会の方の資料審査でいいのではないかと感じがあります。やはり今、決算委員会というふうなことで、私は具体的にやりとりしているのは調定の考え方とか、それから私とすれば予算主義だよ、という意味でいえば、8月7日に通知書を出して18日までだよ、というのがあったとすれば、執行者とすればそういう形を出しているとすれば16年3月の議会に「補正予算として、実はこういうことをしているけれども見込みがない」というような議論をしているわけですから、その段階で私は補正予算に出すべきなのではないかという考えを持っている……

委員長（菊地文一君） 濱欠委員、議事進行の内容を。

濱欠明宏委員 城内さんの場合には、私とすれば森のトレー特別委員会にゆだねるべきだという考え方がありますから、委員長、そこをひとつ整理して……。

委員長（菊地文一君） 議事進行がありました……

〔「議事進行にかかわって」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 議事進行にかかわって 18 番小野寺委員。

小野寺勝也委員 資料請求の問題ですけれども、収入未済額にかかわって、結局、本来であれば組合側に返済能力があれば新しい展開になっていたはずですが、ところが、この間のいろいろな審議の中で、私は金額的にはどの程度か知りませんが、しかし件数とすればかなりの不動産がこの間、異動しているということからすれば、まさに決算審査そのものにかかわる問題で、当委員会に資料を出して、さらに特別委員会でも慎重に審査をするということが妥当だというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（菊地文一君） 5分間休憩いたします。再開は 11 時 40 分といたします。

午前 11 時 34 分 休憩

午前 11 時 40 分 再開

委員長（菊地文一君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。19 番城内委員より、17 款諸収入に関し森のトレーにかかわる資料の提示を求められました。それに対する当局の答弁を求めます。岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） 資料の提示でございますが、これは情報公開条例第 7 条第 2 号に規定してございまして、個人のプライバシー等の観点から考えますと、提出はできないということになります。ご理解をいただきたいと思っております。

委員長（菊地文一君） 18 番小野寺委員。

小野寺勝也委員 それでは、最初に先般の本会議で理事長にかかわる不動産は、市内外 28 件、事業中断前後の処分件数 19 件とご答弁がありました。そこで、第 1 に調査時点はいつですか。それから、2 点目ですが、助役さん、プライバシーはどなたにもある。しかしこの問題は、地籍番号がわかればどなたでも取れるのです、法務局に行けば。そうでしょう、登記簿謄本は。それがプライバシーですか。しかも今、論議があったように、15 億 5,000 万円の債権にかかわる問題ですよ。それを「プライバシーだからわかりません、

知りません」だったら、審査のしようがないではないですか。助役は先般の私の質問に対して、「静岡、八戸等についても、もう一度調査してみたい」と答弁しております。調査はするけれども、議会には教えないということですか。これでは、審査が進まないですよ。「いい悪いはともかく結論はこうだから、議会は当局のいうことを聞きなさい」と、問答無用だということになりますよね、今のプライバシーの話でいったら。どうですか。

委員長（菊地文一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） あのと私、申し上げたと思いますが、「出せるかどうかも含めて検討してみたい」と、こう申し上げたと思います。この関係につきましても、私どもとしても守秘義務がございます。そもそもそういった登記簿謄本を取れば確かにわかるわけですが、じゃあそれがどこにあるのか、その部分については今まで何回か調査してまいりましたが、相手方の協力を得ながらやってきたものでございます。もちろん、これについては弁護士とも相談してやったことですが、そういった事情がございます。私どもも総務の情報公開担当の方とも協議した結果、これについてはやはり守秘義務、それから先ほど部長が言いましたように情報公開条例の観点から、理事長あるいは理事のものについては出せないと、こういう結論になったものでございます。

〔「調査時点の答弁」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） 最初の調査時点でございますが、14 年 1 月 1 日現在で調査してございます。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 18 番小野寺委員。

小野寺勝也委員 助役、そうすると、私どもは資料の提示を求めて、その中に詐害行為があるのかないのかを吟味したいわけですよ。今の状況だと、その吟味ができないということになりますね、議会とすれば。あなた方は「弁護士とも相談したけれども詐害行為ではありません」ということですが、議会はそれをむ以外はないということですか。これは基本にかかわる問題ですから、再度。それから、弁護士、弁護士といいますが、弁護士はどこのどなたですか、お聞かせください。それでは、助役のいう詐害行為として認識をして取消権を行使する、こういうのはどうい

ことを想定しているのですか。認定は裁判所ですよ。そうすると、裁判所にそういう提訴をする詐害行為の助役のいう定義は、どういう場合が提訴に値するということなのですか。

委員長（菊地文一君） 山内市長。

市長（山内隆文君） 最後のお尋ねの点であります。 「詐害行為はどのようなものが当たるのか」と、こういったご質問であります。まさにこれは現実に訴えた結果、法廷が結論を出すことであります。したがって、私どもは今まで一般論として申し上げておりますのは、「重大な過失、あるいは悪意があった場合に一定の判断になっていくだろう」と、こういうことは申し上げてまいりましたが、個々具体的なことにつきましても、司法の場で決定をされるということを一貫して申し上げております。この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

委員長（菊地文一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） 弁護士につきましては、盛岡在住の複数の弁護士、また、八戸在住の弁護士等と相談しております。

委員長（菊地文一君） 18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 弁護士の名前も特定できませんか。これもプライバシーですか。（「審議に関係ないですよ」と呼ぶ者あり）収入未済額にかかわってのことです。「別の機会にしろ」というのなら、それはそれでいいですよ。そういうもろもろの問題があるから、こういう形で出てきているわけでしょう。違いますか。

委員長（菊地文一君） 山内市長。

市長（山内隆文君） 弁護士の具体的な名前についてでありますけれども、これは私どもが決算審査をお願いしていることでありまして、決算審査にかかわって弁護士の氏名が明らかにならなければならないという理由を見出しがたいものでありますから、ご理解を賜りたいと思っております。

委員長（菊地文一君） 18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 では、それはいいです。別の機会にお聞かせいただきましょう。

詐害行為の問題では、先ほど市長が言われたとおりです。最終的には司法の場で認定される問題です。問題は、この15億円の債権にかかわって、久慈市が債権者として債権を確保しなくてはならない。そのために——私は内容は一切わかりませんよ——その28件

中19件が異動しているというかわりの中で、詐害行為の取消権を行使しようとする場合は、どういうことを想定しておられるのかということを知っているんです。

委員長（菊地文一君） 山内市長。

市長（山内隆文君） 私、委員のご質問をちょっと勘違いしてお聞きしていたのかもしれませんが、実は、私どもは組合に対して通知書を発しているということでもあります。理事長等個人に対しては発していないわけでもあります。このことは基本的なこととしてご理解をお願い申し上げたいと、このように思っております。なお、組合と理事長等との関係についてでありますけれども、これは中小企業等協同組合法、これに基づいて私どもが直接、理事長なりの責任を問えるかということになった場合には、先ほど申し上げた「重大な過失がある」ということが立証される、あるいはまた「悪意に基づく行為があった」、このことが立証される、このことによって初めて組合と理事長とのかかわりの中で、私どもがかかわっていくことが可能になっていくということでもあります。

それから、一般の民法・商法等の契約に基づくものであります。例えばこれは、連帯保証人ということで、組合の債務に対して理事長なり理事個人が金融機関等に対して連帯保証を組むということになれば、それはまた別の法でもって組合と理事長等との関係が生じてくるわけでありましてけれども、今、私どもが議論しております中小企業等協同組合法、正式名称は後で確認させますが、こういった法律に基づくものとはおのずと判断が違っているということ、まずはご理解をいただきたいと思っております。

委員長（菊地文一君） 18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 今の問題は、先般の本会議での助役の答弁とは明らかに違ってきているんです。後退です。市長の今の答弁は、「いずれ相手は組合だ」と、「理事長も含めて、それは問えない」という答弁でしょう。助役は先般の本会議で、一般の理事については「責任の有無、プライバシーの観点から不動産の資産の公開については考えさせてくれ、検討させてくれ」と言いました。そして、助役は理事長については、先ほど言ったように「28件中19件だ」という答弁をされたわけでしょう。その答弁の中には、「理事長は責任がある」ということは、自明のことではないですか。

違いますか。そうなる全然話が違ってくるんですよ。

委員長（菊地文一君） 山内市長。

市長（山内隆文君） 現在、理事に残っているのは理事長と専務理事、お二人であります。あとはすべて元理事ということになります。まず、この別をぜひご理解をいただきたいと思います。それから、前回の答弁とただいま私の答弁が食い違うのではないのかということですが、決して食い違ってはおりませんので、ご理解をお願いいたします。

委員長（菊地文一君） 18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 委員長にお願いしたいと思うんですが、先般の助役の答弁は「一般の理事については責任の有無、プライバシーの観点から検討させてくれ」「理事長は違う」ということでした。これは明らかに理事長については責任があるということではないですか。委員長にもお願いします、先般の本会議のテープを起こしていただいて、きちんとそこところは確認していただきたいと思います。

委員長（菊地文一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） あの時点で申し上げましたのは、情報提供の部分だけでございます。

委員長（菊地文一君） 22番濱欠委員。

濱欠明宏委員 私は角度が違うわけですが、未収額にのせたということでありまして、先ほどもお話ししているとおり、3月の補正段階でこの部分は出せたのではないかと、いう思いは今も実はあるわけですが、そこで、今、上がってきたというようなことで、それはそれとしながら、今までの議論を聞きながら私が思うのは、市はこの森のトレーにかかわって補助金を交付したということになります。そしてそれが会計検査院の指摘の中で「返還しろ」となり、そして当然に、その返還の窓口になったということになります。債権はあるけれども、一方で債務が久慈市にあるんだというお話もあるわけですが、これについては、当初の委員会でも何回か聞いたわけですが、結果として、市がこの補助金にかかわって保証人的な形になればこそ、逆に債務が発生しているということになります。先ほどの説明を聞きますと、組合と理事長、あるいは理事との関係については、銀行の方の借りに際しては連帯保証人になるんだというふうなことで、そこに責任は出てくるけれども、今、歳入にかかわって組合に「返還してくれ」と再三

お願いをするけれども組合には財産がない、返還できる能力がないというのは、もう前からわかっていることでもあります。理事には責任を問えない状況の中、つまり補助金交付に当たって理事の方々に連帯保証人としてのお願いをしていない。そういうふうなことで、恐らく返還にかかわっての責任を問えない状況にあるというふうなことだろうと思うんです。しかし一方、市はなぜゆえに県・国に対して今度は債務者としての判を押さなければならぬのか。私はここが市民にとって一番わかりづらい行政執行のあり方だろうと思います。今日、これまで補助事業でこういった経過は基本的にはないわけでありまして。よほど意図的に補助金をだまし取ったというのがあればですけども、これは事業の中断というようなことで、一生懸命目的に向かって努力した結果、残念ながら機械の不具合が生じて、あるいは販売戦略等々が厳しくて、現在の時代にはなかなか受け入れがたかったということであって、私はこの補助金返還そのものも、そういった意味で大変な事務の実施だったなと、こう思うわけです。しかし、これは当時この事業が導入されるに当たって、ここまでこの問題がこうなるとはだれも予測していない話であります。それで、それをいとも簡単に会計検査院は「返せ」と、こう来たわけです。そこから始まった市の債務問題に、一方ではこのことが、結果として私たちは債権はあるけれども、一方で債務があるという認識をしなければならぬのかどうか。これについてご答弁いただきたいと思います。

委員長（菊地文一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） 2点あったかと思えます。「債権保全の手段がないのか」ということが1点目かと思えます。私どもは、昨年以來いろいろ検討してまいりました。債権保全の手段としていろいろなことが考えられるのではないかとということで検討したんですが、残念ながら有効な債権保全の手段はございません。誠に残念ですけども、債権保全の手段はないということでございます。

それから、債務の関係でございますが、これは委員ご指摘のとおり債務はあります。これは何かというと、県と市の間で補助金交付契約書を締結しております。平成10年度、平成11年3月12日の段階で、県と補助金交付契約書を締結しておりまして、補助金交付契約書の第5の中で「その返還を命ずることがある」と

いうことでありまして、同じくその第 15、これは既に資料としてお渡ししておりますが、第 15 の中で「既に補助金が交付されているときは、甲の定めるところにより補助金を返還するものとする」ということになっておりまして、これに基づいて平成 15 年 10 月の段階で、県から返還命令が来ているということでございます。まさにご指摘のとおり債務はあるということでございます。

委員長（菊地文一君） この際、昼食のため休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

委員長（菊地文一君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。歳入、17 款諸収入、質疑を続行します。19 番城内委員。

城内仲悦委員 午前中の答弁の中で、一つは情報公開条例の関係で、「プライバシーの関係で出せない」というような答弁がありました。助役は、実はこの間の第 8 回森のトレイ特別委員会の答弁で、こう発言していますね。「県の条例も市の条例も中身は基本的には変わっていない。その中で、県はすべて議会に出している、ご存じのとおり。なぜ市は出さないんだ」といった私の質問に、こう言っているんですよ。「県と市の違いで一番大きいのは、保護すべき個人情報の相手方との距離の近さではないのか、このように思っています」、こう答弁しています。本当にこんなものなんですか。相手方との距離が近いとか遠いとかで、あなた方は出さないんですか。こんなでたらめな答弁はないと私は思うんですが、いずれこう答弁していますので、本当にそうなんですかね。私どもは県議会を通じて、連合審査に出された全部の資料を取り寄せましたよ、情報公開条例を使って。黒塗りは一つもありません。しかも、債権者として債務者、組合、あるいは組合関係者の財産を知ろうとするときに、なぜそこにプライバシーが出てくるんですか。なぜ「近い遠い」で黒塗りにするんですか。これは今後も極めて重大な問題ですよ。議会から資料請求が行ったときに、先ほどの答弁のように「情報公開条例でだめです」という答弁が来れば、なかなか事が進まないじゃないですか。これでは議会の議論になりませんので、その点をはつきりお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから「詐害行為」といった場合にあなた方が想定している状況は、どういったことがあれば提訴できる、提訴につながるというふうに認識しているんですか。答弁の中に、「最終的には裁判所が結論を出す」と言ったけれども、例えば理事長の財産の動きが出ていると、それがはつきりしている中で、そういう状況を見たときに、果たしてそれは「詐害行為」ではないかという疑いが出て、そういった状況で提訴をしないのかどうか。あなた方の認識をお聞かせいただきたいと思います。

それから、市長は「組合に請求を出しているんだ」「そこを構成する理事長や理事には請求を出していません」というお話でありました。しかし、理事長というのは組合の最高責任者でしょう。少なくともトップとしての責任があるんじゃないですか。そこには請求できないというのはおかしい話で、私は、そこは理事長に対してはきちんと請求するべきだというふうに思うんですが、理事長の責任はないのかどうか、お聞かせください。

それともう 1 点は、連帯保証人の問題です。あなた方は補助金を交付するときに、組合の理事長、理事さん方の連帯保証をとっていないという答弁を先ほどしました。なぜとらなかったのかということです。しかも、今回いろいろ調べていくうちに、機械の不具合が——平成 10 年度、11 年度に分けられて入っていますね、若干ずれていますけれども——第 1 回目の機械の不具合が悪いのはわかって、それがよくはなっていない。そして、最後の機械が入ったときもきちんと動かさないで確認の判こをついて出している。なぜ連帯保証人ということをしなかったんですか、県の指導ですか。しなくてもいいんですか。15 億円という大きな額の補助金を出すときに、あなた方は不安を感じなかったんですか、お聞かせください。

委員長（菊地文一君） 山内市長。

市長（山内隆文君） 詐害行為に何が当たるかということでありまして。繰り返しになりますが、「理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったとき」、こういったときに詐害行為に該当するものと思っております。個々具体の行動については、司法の場で判定をされるということでありまして。したがって、私どもはその司法の場で明らかに詐害行為であるということのみずから疎明することが必要であると、

こう思っております、これまでも何度もご答弁を申し上げてまいりましたとおり、なかなかそのことを疎明する材料がないということでもあります。このことについてはご理解を賜りたいと思います。

それから質問の何点目かでありましたが、「理事長に請求をしたらどうか」ということではありますが、理事長に対する何の請求であるのか、私にはちょっととらえかねましたものですから、恐縮ではありますが、その点をもう一度お伺いさせていただければと思います。他の問題については答弁させます。

委員長（菊地文一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） 情報公開の関係でご質問がございましたが、前段で申し上げていると思いますが、市の情報公開条例第7条2号に該当するというので、これは市としての統一見解でございます。

委員長（菊地文一君） 岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） 「補助金の交付契約の際に連帯保証をなぜとらないのか」ということですが、これにつきましては、組合と市が契約をしているものでございまして、連帯保証をとるというような規定といったものはありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、2点目の完了検査の件でございますが、これにつきましても、県の指導のもとで実施したというふうにこれまでも説明してございます。その中では、組合の方から「今、このトレーの機械について調整・整備しているんだ」ということの説明があり、完了検査においてはそういったことから了というふうにしたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 市長の答弁ですが、私が聞いているのは、「確かに組合に請求していますけれども、組合のトップとしての理事長に何ら責任を問えないのか」と聞いているんです。「理事長には責任はないんですか」と、聞いているんです。組合のトップでしょう、理事長は。しかも、理事会でさまざまな決定をした中でかかわってきている理事長に、債務が生じたときに理事長には何ら責任を問えないのか、ということを知っているの、その点をお聞かせください。

それから助役、確かに第7条2号の統一見解はそうかもしれませんが、しかし、あなたは「県と市の一番大

きな違いは、保護すべき個人情報の相手方との距離の近さではないか」と、こう答弁しているのではないですか。統一見解がこうだという話をしているんじゃないんですよ。そんなものじゃないんじゃないですか、と私は言っているんです。しかも、同じ議会と当局との関係の中で、県はつまびらかに出している、同じ条例を持ちながら。なぜ市が出さないのか、出せないのか。そのこと一つ見ただけでも、あなた方は債権者としての努力をしているのか、という疑問を私は感じるわけです。議会も一生懸命になってこの問題をやっているときに、情報公開条例を盾にプライバシー^{うんぬん}云々ということで出さないということは、あなた方の姿勢の問題として極めて重大だというふうに思うんです。あなたが答弁した中身、「統一見解だ」というのはいいけれども、こういった、「県と市の違いは保護すべき個人情報の相手方との距離の近さではないか」と、こういう答弁はいくら委員会でも、間違っているなら間違っているで訂正してください。ちゃんとここに議事録がありますからね。そのところは、きちんと訂正すべきものはする、というふうに思います。

それから、部長から今、そういう保証人をつける規定はなかった、という答弁ですけれども、一般の請負契約は連帯保証をつけた形の契約になっていますよね、契約書自体は。補助金とはいえ、しかも金額は15億円。先ほどちょっと議論になったんですけど、久慈市が2億数千万のお金を出そうとしたときに、単独です、補助金を予算化しましたよね。それを執行しようとしたときに小耳に挟んだのは、市が連帯保証人を求めたということです。それが整わなかったから結局、執行できなかったという状況があったというふうに聞くわけです。国の補助金については連帯保証人を求めないが、久慈市が単独で出す補助金については連帯保証人を求めたという経過があるじゃないですか。そのことからいうと、あなた方の「決まりはなかった」という答弁は、私は極めて納得いかない答弁だと思うので、もし、そういった経過があったとすれば、久慈市が2億数千万のお金を出せなかったという経緯はどうだったのか、はっきり答えてくださいませんか。お願いします。

委員長（菊地文一君） 山内市長。

市長（山内隆文君） 先ほどの理事の責任でありませぬけれども、これは私どもは法に従って執行してい

ねばなりません。そういった意味において、特に「理事長が」という定めは法にはございません。「理事」という定めで規定をされているものであります。このことはぜひご理解をいただきたいと、こう思います。したがって、法的なことについてはそのとおりであります。私どもが何度も言うとおりに、ここに至った責務というのは組合にあると、こう思っておりますが、その最高執行責任者、これは道義的な責任といえますか、責務といえますか、そういったものはあるかと思っておりますが、法的にどうかということをおもは常に考えていかなければならないということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、プライバシーのことについての助役答弁について、重ねてのお尋ねがあったわけですが、私はやはり保護領域といったものは異なってしまうものだろうと、こう思っております。と申し上げますのは、例えば、区域が近接をしているということによって、どこまで出すのか、つまり年齢をしっかりと特定して出すとか、年代で出すとか、こういったことの違いというのはやはりあるだろうと、こう思っております。そういったことで「近い遠い」ということですか、そういった言葉の表現のあやまはありますけれども、違いはあってしかるべきものと私も思っております。

委員長（菊地文一君） 岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） 企業立地促進事業費補助金を交付しなかった理由ということでございますが、これにつきましては、第1条の目的のところ「産業振興と雇用の増大」というふうなことの目的があるわけでございまして、そういったことの中で、いろいろトレーの方からも計画書なり、そういったものを出してもらって、そして、その中で審査されたというふうになってございます。これにつきましては、認定企業承認申請時の事業計画が達成されていないとか、あるいはまた、平成14年3月4日から5日まで実施した中小企業診断士の経営診断があったわけでございますが、これを踏まえた経営改善がなされていなかったとか、それから、製造及び販売の事業が中断されているとか、そういったもろもろの条件がございまして、このとき交付しないということの判断がされたというふうになってございます。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 「重大な過失」が見いだせないから踏み出せない、ということですが、少なくとも経緯からという、庄内鉄工からトリニティ工業に移りましたよね。彼は議会の証言で、「世界のトップレベルの企業だから信用した」と言っているんです。県議会の議事録にちゃんと載っているんです。しかも、鉄のメーカーですよ。木を扱っていないメーカーをそういった単純な気持ちで信用したということは「重大な過失」に当たるんじゃないですか。そういうことも含めたら、やっぱりあなた方はそういう努力をしていない。見事裏切られて、しかも、きちんと機械も動かさずに確認したのはあなた方の責任です、県もそうですけども。しかも、組合のメンバーは私たちが指導します、とまで言っているんですよ。当局もそういった点では「重大な過失」があるんじゃないですか。その点、きちんと答えてほしいと思っております。

それから同じ条例で、それはまあ確かに行政の団体は違いますけれども、しかし同じ条文があって、同じ問題ですよ、森のトレーは、県と久慈は立場が違っても、同じ問題を審査しているときに、しかも、その事業にかかわった人たちのプライバシーだといって出せないというのは、そんなことがありますか。国の補助金が流れて、公のお金が流れて、その事業が進行している中でかかわった人たちの何がプライバシーですか。あなた方は自分の金でないからそんなことを言うんですよ。もうちょっと、自分が金を出したことを考えてみなさいよ。同じ事件を県と市は扱っているんですよ、私たちは議会として。助役、市長はさっき答弁しましたけれども、「県と市の違いは保護すべき個人情報相手方との距離の近さではないか」、こういう認識は今もお持ちですか。お持ちでなかったら訂正するべきではないですか。あんな答弁では私は納得いきませんよ。助役、この件については答弁した方が答弁してください。

委員長（菊地文一君） 山内市長。

市長（山内隆文君） 「重大な過失」ということでありますけれども、委員は「重大な過失がある」と、こう言われるわけですが、私どもは「それを疎明するに至っていない」と、こう申し上げているわけでありまして。「その判断を下すべきは司法の場である」と、このように何度も申し上げているわけでありまして。委員のお考えはそのとおりであるかもしれませ

んが、私どもの今の判断はそのようなところにあると、こういうことでありますので、「明確に重大な過失がある」と、このように委員は言われますけれども、そこに私どもは至っていないということでもあります。この点をご理解を賜りたいと思います。

それから、「理事」ということでありますが、理事長及び専務等の氏名については明らかにしているところでもあります。他の理事等、元理事等については氏名を公表していないと、こういうことでありまして、すべてを公表していないということではありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（菊地文一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） 何度も繰り返になりますが、情報公開条例の基準に従って私どもは判断したものでございます。それから、先ほど話がありましたけれども、かかわった方にもプライバシーはあるものでございます。

委員長（菊地文一君） 6番小倉委員。

小倉建一委員 私は森のトレーの返還金について基本的なことをお伺いしますが、国と県との関係では延滞金が発生し、免除してもらう方向でいろいろ動いて、そのようになればいいかと、このように願っているところでもあります。さて、久慈市の延滞金も組合に対して発生しているのかなと、このように思っておりますが、その発生時期と、今どれくらいになっているかをお伺いしたいと思っております。また、県と市の延滞金の関係はどのようなことで発生して、あるいは発生しているのであれば、時期はいつからかというようなことを確認したいと思っております。

委員長（菊地文一君） 岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） 延滞金の関係でございますが、国と県も同じように延滞金が発生しております。それは年 10.95%ということになっています。これにつきましては、当然、県と市のかかわりで市にも延滞金が発生しておりますし、市から組合に出した分で、組合にも延滞金が発生しております。この利率につきましては 10.95%と、先ほど申し上げた同じ利率でございます。しからばどのくらいかということですが、国と県の分を組合に対して請求をしているわけですが、それが 15 億何千万でございますが、金額であらわすと 1 日約 46 万円でございます。それから、市にどのくらい発生しているかということでございます

ですが、現時点では 1 日の金額が同じということになってございます。そして、先ほど申し上げました組合に対する納期限といいますが、それが、15 年 8 月時点のものでございますし、それから、市の発生部分につきましては、15 年 11 月 5 日以降に発生することになります。納期限が 4 日になってございましたので、そういうことになります。全体の金額につきましては計算しておりませんのでご了承したいと思います。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 19 番城内委員。

城内仲悦委員 助役、第 7 条 2 項の統一見解だというふうに答弁がございましたが、そうしますと、第 7 条の統一見解の中身とすれば、「保護すべき個人情報を発表するかしないかは相手方との距離で判断する」というのが第 7 条 2 号の統一見解だ、というふうに理解していいんですか。だってあなたはこう言ったんですよ、いいですか、「県と市の違いで一番大きいのは、保護すべき個人情報の相手方との距離の近さではないのかと、このように思っています」と言っているんですよ。このことを聞いているんです。そうすると、あなたは第 7 条 2 号の判断が統一見解だと言うんだけど、統一見解の中身はこうなんですか、距離なんですか。この部分について、そうでないならそうでないという訂正をしてください。これからも第 7 条 2 号の判断をするときに距離で判断するんですか、と聞いているんです。あなたが統一見解だと言うんだったら、そこをちょっとね、これから重要な問題なんですよ。

それから市長、県は最初から理事名をすべて出しています。理事のすべての名前を出しています。最初から全部出しています。一つも隠していません。

もう一つは、「重大な過失」を見いだせないという状況にあるというふうに市長から答弁があったんですけども、「重大な過失」というのはどういうことをあなた方は想定するのですか。このことをお聞かせください。

もう一つは、森のトレー生産組合の方々はプロですよ、木のプロ、プロフェッショナルです。しかも、岩手林材の方は今でもインターネットでキサラという名前前でちゃんと宣伝していますよ、現在も岩手林材のホームページを開くと、プロなんです。そのプロが当時特許を持っていた秋田の庄内鉄工をやめて、トヨタのトリニティ工業にいったという状況。まさにこれは

素人ではなく玄人がやったことなんですよ。そのことについてはやはり「重大な過失」になってつながってくると私は思うんです。全くの素人がやったのなら問えないかもしれない。しかし、玄人がやったことなんですから、私はその点は吟味すべきだというふうに思いますので、お聞かせ願いたい。

決算の関係で、収入役さんにお伺いしたいのですが、先ほど部長から補助金交付をするときに連帯保証人をつけなくてもいい、つける条項がないという答弁があったんですけども、しかしそういう役職の立場からいって、こういう問題ではきちんと保証人をつけるべきではなかったのか、あるいは指導するべきではなかったのか。その辺の見解についてどういうふうなものをお持ちなのか、収入役という立場から見たときに、お聞かせいただきたい。以上です。

委員長（菊地文一君） 山内市長。

市長（山内隆文君） 再び「重大な過失」についてでありますけれども、先ほど来、申し上げておりますとおり、私どもはこの「重大な過失」ということを疎明できる段階にないということであります。なお、あえて申し上げれば、今、組合はトリニティに対して訴訟を起こしております。私どもはそれに対する補助参加という形で訴訟に参加をしているわけでありまして、したがって、この「重大な過失」があるなしにかかわって、予断を持ってお答えするのは控えるべきであろうというのが私の判断でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（菊地文一君） 鹿糠総務部長。

総務部長（鹿糠芳夫君） 私からは個人情報について答弁をしたいと思っております。この件に関しましては担当部と協議したわけでございますが、「プライバシーは何人にもある」という、その点は基本的な考え方でございますが、これまでも議会提出資料等につきましても、個人情報に当たる部分につきましては伏せた上で提示してきているところでございます。そこで、今回の個人情報にかかわる部分でございますが、これについては明快な解釈等はないわけでございますけれども、私どもは、個人情報について、どういうものが当たるのかという点に関しましては、例えば、思想、信条、信仰、職業、資格、犯罪歴、学歴、あるいは所得、資産等の個人の財産の状況、あるいは家族関係、生活記録等、個人的な生活状況といえますか、こういった

もの等が個人情報に当たるというふうな考え方でございまして、そうしたことから担当部とも協議した結果、先ほどの件につきましては個人情報に当たると、そのように考えているところであります。

委員長（菊地文一君） 碁石収入役。

収入役（碁石明男君） 連帯保証人についてのお尋ねがございました。私の見ている限りでは、国庫補助金が伴っての補助金については連帯保証人の記憶があまりございません。やはり、補助する際の必要性はそのときに判断をすべきであろうと、このように思います。

委員長（菊地文一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） 距離ということが問題になっているようでございますが、私が申し上げた趣旨は、例えば、皆様方に提供しました資料の中でも、1回目に提供申し上げました資料の135ページ以降にさまざまな工事、あるいは機械の納入業者の名前を載せております。この契約先については黒塗りにさせていただきました。これはやはり地元の業者が入っているというようなことがありましたので、こういった判断をさせていただいたところでございます。このあたりにつきましては、やはり前に申し上げた距離の違いというものがあるのかな、というふうに思っております。一般的な判断基準としては、先ほど総務部長が申し上げたとおりでございます。

委員長（菊地文一君） 22番濱欠委員。

濱欠明宏委員 何回も繰り返しになりますけれども、この調定のかかわりになります。平成15年2月頃でしたか、契約にかかわって組合に対する返還命令を市がしたということがあります。返還命令でありますから、補助金の返還というふうなことになるかと思っております。それらの事務と平成14年度の決算との兼ね合いはどうだったのか、というのが一つ。

それから、平成15年8月7日に納付書を組合の方に送付したということでもあります。いろいろと聞けば、納付書を起票する際には調定があって、そして納付書を起票するというふうに勉強させていただきました。だとすれば、平成15年8月には調定がなされていたということになるかと思っております。それで、再三議会で議論しているわけですが、組合にはなかなか返済するだけの資力はないという議論があったわけで、3月にその見込みを含めて、補正に出すべきではなか

ったのか、いわば議会に対する説明がその時点でなされるべきではなかったのかなと、こう私は思うわけがあります。

それから、平成 15 年度の決算において収入未済額ということになりますと、平成 15 年度は滞納繰り越しという処理になるかと思えます。15 年度の執行、あるいは 16 年度の滞納繰り越しにかかわる収納努力にかかわって、監査委員はどういうふうな意見をお持ちか、お聞かせを願いたい。

そして、さらにこの件で担保設定の話があるわけがあります。組合は結果として財産を市中金融機関に担保設定をしたというふうなこと等もあって、なかなか組合の、いわば財産が現時点では収入になる見込みがない。要するに、収入見込みがないという状況下にあります。その主たる原因は、県の担保の許可が一つの大きな原因としてあった、というふうには私は質疑のやりとりの中で感じているわけですが、収納にかかわって、そういった県の事務が大きな支障となっているとすれば、県に対する損害賠償という、そういった部分についてはどうなのか、というのが考えられませんが、その考え方。

また、今、裁判中でありましてけれども、裁判の最終時期見込みをどの辺に据えておられるのか、お聞かせを願いたいと思えます。

この問題の中で、実は底辺の一つあるのは議会との兼ね合いです。今年の 3 月の弁護士費用にかかわっての補正予算も実は、一括の中で審議案として補正予算に出てきた。あるいは、知事とのトップ会談で割合を 7 対 1 というふうなことで決着をつけたということについても、結果報告という形で議会の方に示された経緯がある。今回の調定についても、いわば結果報告という形での提案というようなことになっていまして、その辺が行政執行部と議会側の連携の中での意見のまとめ方、久慈市としての議会・執行部とのまとめ方として、私はどこか問題があるような進め方ではないのかなと、こう思いますけれども、それに関するご意見を賜りたいと思えます。

委員長（菊地文一君） 山内市長。

市長（山内隆文君） 私からは、県に対する損害賠償の考え方はないのかといった趣旨のご質問についてお答えをいたしますが、私どもは今回の事案につきまして、もちろん組合が第一義的に責任があるわけであ

りますが、かかわった市及び県の責任の度合い、かかわりの度合い、これによってお互いの責めを果たそうということでもあります。したがって、損害賠償という考え方よりは、むしろ過失割合と申しますか、その割合によって相殺をすると、こういった考え方になるのかなと、基本的にはそう思っているところであります。

委員長（菊地文一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） 私の方からは裁判の見込みと、それから「結果報告になっている」という部分についてお答え申し上げたいと思えます。裁判につきましては今年の 3 月から本格的に始まったわけですが、現在、双方の主張を述べ合っている段階でございます。したがって、これについてはかなりの時間を要するのかなというふうに思っております。そう簡単には決着はつかないのではないかと、このように思っております。

それから「結果報告になっている」ということですが、結果的にそういう形になっております。と申しますのは、県の方とさまざま協議を始めたのが昨年のお正月ごろでございます。この間、さまざまなやりとりがありまして、ほぼ半年かかりまして、最終的には知事と市長のトップ判断でなければ決着がつかないという状況になったのが 2 月末ごろでございます。この間、まさに途中経過でございますが、さまざまな動きがあったものですから、内容等について具体的に報告する間がなかったというのが実態でございますが、そのあたりにつきましては何とぞご理解をいただきたいと、このように思っております。

委員長（菊地文一君） 鹿糠総務部長。

総務部長（鹿糠芳夫君） 私の方からは予算提案の時期について申し上げたいと思えますが、市の方から納入通知書が発付された時点で市が債権を有するわけでございますが、この収入をもとに実行に移すこと、すなわち予算計上になるわけでございますが、納入通知書が発付した以後、確実な収入の見通しがないということで、それを財源とした歳出計上は実行する上で困難ということで予算提案を見送ったと、これは担当部との協議の上で、そのようになったわけですが、これについてはさまざまな考え方があろうかと思えますが、あまりにも額が大きいということで、やはり確実な収入を見込めない段階では返還金という歳出も予算提案できない、そういったことが基本となっているものでございます。なお、その段階での議会に

対する説明といたしますか、その点については助役からも説明があったところでございますが、そのことについては課題として、私どもは受けとめたいというものでございます。

委員長（菊地文一君） 岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） 市から15年2月10日に債権保全という形をとらせていただきました。このときはあくまでも債権を保全するための手続きということでございまして、そのときにおきましては、先ほども申し上げましたとおり納付書については発行はしていないわけでございます。あくまでも債権保全の策といったことで、県からの指導もあり、とった事務でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（菊地文一君） 木下監査委員。

監査委員（木下利男君） トレーにかかわっての収入未済額の件でございますが、これは全般に言えることではございますが、できる限り早急に回収していただきたいと、このような考えで意見書の中では全体的な意見として述べておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長（菊地文一君） 22番濱欠委員。

濱欠明宏委員 そうすると返還金の歳出の部分です。県は15年度決算にかかわって、しからば処理上、久慈市に対する債権があるという部分をのせて処理しようとしているのか、というのが一つあります。

それから市として、いわば債権に対する確定が今度決算上出てくるわけですが、その返還金はどういう形で盛られようとするのか。今の段階では返還金未払いという状況です。しかし、それは補正予算をとらなかったというふうなことで計上されていない。しかし、今回調定されることによって収入未済額という形で調定が出てゼロになったわけだけども、相手方の県に対する返還金未払いの項目は、どういう形で起こす考えか、お聞かせください。

委員長（菊地文一君） 岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） 市の債務の関係でございますが、当然、県においても久慈市に対して納付書を発行してございます。したがって、それに基づいた調定をとっているものと、そのように思っているところでございます。それから、ただいまの質問はちょっと理解できなかったもので、もう一度お願いできればと思います。

委員長（菊地文一君） 22番濱欠委員。

濱欠明宏委員 部長が言うとおり、県も納付書を市に送ってきているわけです。そうすると、県は当然に収入未済額として決算に盛られるということになるけれども、市の方では返還金として未払いという状況をどこで出すのか、どの場所です出するのか。さっきの総務部長の答弁では、3月の補正段階では、要するに財源が入ってくる見込みがないのに返還金としてそれを起こすわけにはいかないという状況があって、実はこういう形で調定をしたんだけれども、しかし、今回調定がきちっと出て、県もそういう処理をすれば、当然、返還金未払いという県に対する久慈市のきちとした状況をどこかに出さなければならないんですね。その事務をどこでやるのかということを知っているんです。

委員長（菊地文一君） 鹿糠総務部長。

総務部長（鹿糠芳夫君） 県に対する返還金の処理、これにつきましては歳出を計上しておりませんので、これはこの決算書にはあらわれてこないというものでございます。それから、県の処理につきましても、恐らく県の歳出も市の返還の見通しが立った時点で県でも歳出予算を提案するのではないかと、そのように予測しているところでございます。

委員長（菊地文一君） 22番濱欠委員。

濱欠明宏委員 とりあえず返還金としては内部には債務があるという状況下になっているけれども、財源がないから予算書にも出ていない。この決算書にも出ていないという状況下にある。しかし、債権は調定をした。債務は今現在、平成16年度の予算執行上にも出ていないということがあります。それで、いつの段階でのせるのかと。それこそ支出事務、7対1の5,000万円が始まりになるのですか。それとも新たに15億円に関する未払いの補正予算をどういう形でとるのか、というあたりの事務処理をちょっと教えてください。

委員長（菊地文一君） 岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） ただいまの質問でございますが、今、補助金返還金の補正にかかわる議案をトレイ特別委員会で審査をいただいているわけですが、その中で、まず7対1の割合の中のところの部分予算化していただきたいということで審査いただいているということでございます。それ以外につきましては

はどうなのかということになると思いますが、それにつきましては今、トレーが原告となって裁判をしているわけでございます。そういったことから、勝訴となった場合においては賠償をもらって、そしてその中で、市でも予算化をして県に対して支払いするという形になろうかと思っております。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 22番濱欠委員。

濱欠明宏委員 わかりづらいですか。県から納付書が来たという話があった。しかし実行していない。要するに、組合に納付書が市から行っているんだけど、組合は市に対して支払っていない、収入未済額としてのっている。県は、説明では「のせて処理するだろう」と、決算によって、納付書を送っているから。しかし、市の資料には返還金未払金がのっていない。今の部長の説明は、森のトレーの特別委員会へ付託された議案に5,000万何がしの予算を計上しているけれども、それとは別でしょう。県は立替金という処理をして、それを実行しようとしている。市は最大リスクという形でこれを処理しようとしている。そして、未収額は組合から来たもので払う。債権、これが「行って来い」になるわけだけでも、今回のトレー特別委員会で審査しているのは一般財源でしょう、その5,000万円は。そうすると、要するにちょっと処理が違っている部分ではないのかなという、スキーム上の処理と、それから、市から組合、組合から市、市から県、これの透明性がどこできちっと確保されるのかということ。借りは借り、もらうのはもらう、借りているのは借りているというのは、貸借としてどこかに出てこなくてはならないのではないかという話なんです。今の段階では貸借は出ていないんじゃないか、どこで出すのか、という話です。そうでないと、県の決算とも合わなくなるんじゃないか、という話です。

委員長（菊地文一君） 山内市長。

市長（山内隆文君） 質問の方向でのお答えになるかどうかちょっと自信がないんですが、いずれ私どもは県に対する返還を行うための原資として、組合から返還をいただきたいと、こういうことであります。同時に、組合は訴訟によってその原資を確保すると、こういうことでありますので、今の段階で判断をすれば、恐らくは判決が確定した段階、そういったときに入りの金額が確定するわけでありまして、明確になったその時点で私どもは予算化をするということになる

うかと、現段階では思われます。

委員長（菊地文一君） 鹿糠総務部長。

総務部長（鹿糠芳夫君） 今のお話の趣旨は、市民に、県に対する返還、あるいは債権債務の関係がどのようにあらわれるのかということでございます。すなわち、これは例えば、補正予算に計上して予算提案ということもございしますが、ただし、これは実行されない予算になる可能性が高いわけです。しかし一方では、そういった内容のものがあるということは、議会なり市民に明らかになる効果はあるかと思っておりますが、これまで私どもがとってきた予算提案については、確実な収入、そしてそれが支出として確実になされるという前提のものを中心に考えて、これまで提案してきたという経過がありますが、今の点については、これまで私どもの考えが及ばなかった点でございます。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 裁判の件ですけれども、助役の答弁では長期にかかるだろうという話でした。そうすると、収入未済額は15年度決算で15億円ですが、16年度は滞納繰り越しになる。そうすると、結局、裁判が決審して結果が出ない限り、この15億円はずっとのっかっていくことになると思うんですけれども、しかし、時効との関係。5年なりというのが出てくるでしょう。それが何年まで債権を保全できるのか、確保できるのか。その辺が全然見通しが立たないんですが、見通しをどう見ているんですか。

委員長（菊地文一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） 納入通知書は1回出して終わりではありません。何回も出しています。時効というふうなことになるように、そのあたりはしっかり配慮をしながら対応しているところでございます。

〔「それは何年までいいんですか。毎年出していれぱずっといいんですか。裁判が終わるまで、何年たっても」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） 時効の関係でございますが、これにつきましては公法上の債権ということで5年です。ただ、やはり時効が完成して債権といいますが、歳入がなくなるということになると大変なことになりますので、それにつきましては今後、時効完成しないような手続きが必要になってくると、

そのように判断しております。これにつきましても、県と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。次に、18 款市債、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。以上で歳入の質疑を終わります。

次に、歳出、1 款議会費、質疑を許します。12 番播磨委員。

播磨忠一委員 議会費に直接かかわる件ではございませんけれども、歳出全般にかかる件でございますので、どこで質問していいかわからないので、歳出の最初に質問をさせていただきます。実は、平成 15 年度の決算書とあわせて、主要な施策の成果を説明する書類、そして審査意見書を見ながら質問しているわけですが、その中におきまして、説明する書類の中で、例えば 2 ページの「健康くじ 21 プラン」の策定に作成費が 53 万円かかったということが記載されているわけです。この部分を決算書から探るのが非常に大変なわけでございます。そこで、せっかくこのような立派な説明する書類をつくっていただいておりますので、他市ではどのようにしているかわかりませんが、できるのであれば、決算書に沿ったように作成をしていただくと非常に見やすいし、便利ではないかなと思っているわけですが、そのお考えについてお伺いいたします。

委員長（菊地文一君） 佐々木財政課長。

財政課長（佐々木信蔵君） 決算書の備考欄の部分と主要な施策の成果の関係ですが、決算書の備考欄につきましても、実は、検討するというところで内部で協議しているところがございます。ただ、合併とか将来的な部分がありますので、その段階にでもこの辺については調整・協議をしていかなければならないというふうに考えているところがございます。

委員長（菊地文一君） 19 番城内委員。

城内仲悦委員 パソコンの配置の問題でございますが、市長部局では全職員にノートパソコンを配置しておりますけれども、議会の議員への対象は 3 台配置されていますね。時々いなくなっていますけれども。これからの時代、電子自治体が来るわけで、そのときに^{うんぬん}云々では遅いわけですから、1 回に全部やるのは別にしても、希望をとって希望者には配置するというこ

とも含めて、検討するべきではないかというふうに思うんですが、そういった点での対応をお聞かせください。やはり市長部局ばかりそういうふうになってはまずいので、議会の議員にも対応できる状況をつくっていかなければならないと思うので、そういった点での考え方、どちらで発言するかわかりませんが、お聞かせください。財政的な部分もありますから、そういった点でお願いします。

委員長（菊地文一君） 鹿糠総務部長。

総務部長（鹿糠芳夫君） 現在、議員用パソコンが 3 台配置になっているわけですが、「もっと多く」という意味合いだろうと思いますが、この件に関しましては、使用の状況等を事務局から十分お聞きしながら検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 19 番城内委員。

城内仲悦委員 そういった意味では、ノートパソコンですから持ち出しもできるとか、そういったものも含めてできるような状況をつくってもらえれば、さらに活用ができる。ここに来なければできないとかではまずいので、そういった点では、お借りして持って歩くこともできるだろうし、そういった点ではできないのかどうか、お聞かせください。

委員長（菊地文一君） 菅原政策推進課長。

政策推進課長（菅原慶一君） ノートパソコンの配置状況でございますけれども、平成 15 年度につきましては 349 台、平成 16 年度につきましては、実は合併協との関係がございまして、緊急に 4 台増設しております。ただ、これにつきましては市内 LAN の関係がございまして、今、委員の方から持ち運び^{うんぬん}の話もございましたが、パソコンそのもの自体は当然持ち運びできますけれども、市の業務、それから議員さんの業務等に使う場合につきましてはその辺がありますので、特殊化といいますか、特化しなければならない部分もございます。いずれ、ご要望についてはご意見を賜りましたので、先ほど総務部長が答弁しましたように検討させていただきたいと思っております。

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、2 款総務費、質疑を許します。16 番田表委員。

田表永七委員 それでは 1 点質問いたします。78、79 ページにかかわる 12 節役務費、備考欄に自動車損

害保険料 321 万何がしという掲載があるわけでありませぬ。これにかかわるのではないかなと思つて質問するわけでありませぬ。それは、市職員の私有車を公務に使用した場合に、その扱いはどうなつてゐるかということでございませぬ。いくつか説明いただきたいことを言ひませぬと、使つた場合に使用料みたいな、借り上げ料と言ふんですか、そういうものはあるのかなひのか。あるいは自動車保険はどうなつてゐるのか。あるいは市全体で私有車をみなし公用車として使つてゐる台数はどのくらいあるのか。それから最後ですけれども、運用上、これは新しい制度なのではないのかなと受けとめて質問するわけですけれども、運用上の問題点としてどういふことを思つてゐるのか。そういうことについてお伺ひしたい。以上です。

委員長（菊地文一君） 砂子総務課長。

総務課長（砂子勇君） ただいまご質問いただきました、公務における自家用車の扱いの件でございませぬ。公務における自家用車の取り扱いにつきましては、従前から交通機関の利用では用務に支障があり、かつ公用車の使用ができないような状態の場合、一定の条件の下で使用を認めてきた経緯でございませぬ。この「一定の条件の下」と申しますのは、職員の申し出があること、あるいは免許を取得してから 1 年以上経過してゐること、かつ公用車の使用がもちろんできないような場合でございませぬ。そういった場合における旅費につきましては、交通機関を利用した場合とみなしまして旅費を支給してきてゐるという実態でございませぬ。これらの経過の中で、特に万一の事故の際、近年は特に使用者責任が問われるという傾向が非常に強くなつてきておひませぬ。これはあらゆる交通事故等においてでございませぬけれども、こういった観点等からこのあり方を検討いたしまして、昨年度から自家用車を公用車として公的に使う場合の取り扱い方を改定いたしました。その主な点でございませぬけれども、一つにはただいまご質問にもありましたが、損害賠償保険を市でかけるという部分でございませぬ。これはいわゆる対人・対物というような部分でございませぬ。それから、ご質問にありました借り上げ料の件でございませぬが、これにつきましてはただいま申し上げましたとおり、従前から旅費として支給するという観点でございませぬので、この要素は取り入れてございませぬ。それから、台数でございませぬけれども、現時点で指定してゐる職

員と申しますか、台数でございませぬけれども、約 150 名でございませぬ。この内訳につきましては、正職員、あるいは臨時職員、嘱託等を問はず、主に施設関係の職員でございませぬ。例えば、ホームヘルパー、学校用務員、保育園長など、公用車がまだ配置になつてゐないというところの職員、あるいは恒常的に本庁に来るとか、あるいは現場に出向くとかというような対応を求められる職員について指定をしてゐるという状況でございませぬ。以上です。

委員長（菊地文一君） 16 番田表委員。

田表永七委員 それでは、今の問題にかかわつて再度、質問いたします。150 台といふかなりの台数を指定して使つてゐると、そういう意味だと理解しましたが、それで運用上の問題点という意味でお伺ひしますが、市が保険をかけない純然たる私有車を公務に使つてゐるという実態があるのではないかと私は思つてゐるんですけれども、それとの整合性といひませぬか、そういうものについてはどう考へてゐるのかといふのが一つ。

それから、指定した私有車に市が対人・対物の保険をかけてゐるという、このことの費用対効果といひませぬか、効率性といひませぬか、効用性といひませぬか、そういったものについてスタート間もない制度ではあるようですけれども、どのような評価をしてゐるのか、お伺ひしたい。

委員長（菊地文一君） 砂子総務課長。

総務課長（砂子勇君） ただいまのご質問でございませぬが、公務に、指定されていない自家用車を使用しているものがあるのではないかとこの点でございませぬけれども、これにつきましては指定の趣旨等を踏まへまして、原則交通機関、もしくは公用車、なおかつ指定されたものを使うといふのを大原則として掲げておひませぬ。ただ、しからばこれが 100%守られてゐるという状況にあるかといふ点につきましては、公務の状況が多岐にわたる場合があろうかと思ひませぬ。例えば、昨晚のような台風の対応のとき等に、じゃあ指定されていないからやらないのかといふ点等も多々あろうかと思ひませぬ。こういった観点につきましては、今後ともあり方については検討していかなければならぬと思ひませぬし、一方では公用車の利用についての整合も図つていかなければならぬ。今、市政改革プログラムの中で公用車の集中管理についても検討を加へてい

るところでございます。そういった中におきまして、公用車がより効率的に使用できる状況を検討していくというのにも必要というふうに考えております。

それから、2点目の費用対効果の点でございますけれども、現在150台程度を指定しているというふうに申し上げました。これは、正職員、あるいは臨時職員、嘱託職員等を合わせた場合、約550名程度でございます。そういった割合からいきますと、約3割程度という状況になっております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、万一の事故があった場合における点を考えた場合、使用者責任が非常に問われる傾向にあるということ等を考えた場合、これは一種の保険であるわけですが、そういった観点から必要性があるというふうに理解しているところでございますので、この制度につきましては当面続けるとともに、また公用車の集中管理とか、そういったこととあわせて運用について対応していきたいというふうにとらえているところでございます。以上です。

委員長（菊地文一君） 12番播磨委員。

播磨忠一委員 総務費にかかわって4点ほどお伺いいたしますが、第1点目は78ページの10節の交際費にかかわってでございますが、予算は250万とって不用額として121万1,000円何がし、約半額の不用額が出ているわけでございますが、私ももちろん節約をすることが必要であるし、大切だと思うことは当然でありますけれども、半額というようなことにおいて、社会通念上、支障がなかったのかということについてお伺いいたします。

2点目は同じページの節の18でございますけれども、備品購入費でございますが、879万9,000円ですか、これは全額13節へ流用となっておりますが、この流用の理由は何であるかということについてお伺いいたします。

3点目は90ページから91ページにかかわるわけでございますが、久慈高等学校長内校定時制の振興会の補助金が10万円ほど出ておりますけれども、現在、振興会ではどのような活動をしているか。また学校運営についてはどうか。あわせて、最近3カ年の生徒数の推移はどのようになっているのかについてお伺いいたします。

最後、4点目でございますが、節の21の貸付金でございますが、消費者救済貸付制度預託ということで

1,400万円あったわけでございますが、全額使われているというわけでございますが、現在の貸し付けの利用状況についてお伺いいたします。以上です。

委員長（菊地文一君） 砂子総務課長。

総務課長（砂子勇君） ただいまのご質問でございます。まず、1点目の交際費でございますが、ご承知のとおり交際費は行政執行上、当該団体の利益のため、当該団体を代表して外部と交渉、あるいは交際をする場合に必要とする経費というふうな位置づけになってございます。こうした中にありまして、15年度は128万8,563円の支出でございました。これにつきましては、県内他市の状況等を見ますと中位からやや下位の状況でございます。もちろん、この交際費の性格からいしまして、用途等につきましては必要最小限度という考え方が当然に求められるというふうに考えてございまして、こういった経費につきましては努めて削減といえますか、少ない額での支出という考え方から、結果としてこの決算額になったというふうにとらえているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、3点目の長内校の定時制の振興会の補助金にかかわる点でございますけれども、事業内容及び現在の生徒数等につきまして、資料を取り寄せてからお答え申し上げますのでご了承願います。

委員長（菊地文一君） 菅原政策推進課長。

政策推進課長（菅原慶一君） 2点目の79ページの18節の理由についてご説明申し上げます。この18節につきましては電子自治体との関連で、LGWAN（エルジーワン）の関連で、サーバーとか、ワークステーション、いわゆる端末、それらを購入するというふうな考えで当初は予算化したものでございます。ところが、実際の執行の段階に至っては、委託料の方が適正であるということで13節の方に流用したものでございます。その結果、委託料も安く済みました。また、その関連で実は消耗品の方にもさらに流用をかけております。以上です。

委員長（菊地文一君） 梶谷市民課長。

市民課長（梶谷利美君） 消費者救済資金貸付制度の預託金についてお答え申し上げたいと思っております。15年度の預託金は1,400万円ということでございまして、その利用状況につきましては28件ということでございます。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 松野下教育委員会総務課長。
教育委員会総務課長（松野下富則君） 私の方からは長内校の定時制教育振興会の補助金の内容等についてお答えをしたいと思います。まず、振興会の目的でございますが、長内校に在籍する生徒の福祉の増進、あるいは勤労青少年の教育の振興と、こういうようなことで会が設立されてございます。その使途でございますが、生徒会活動の物品購入、特にクラブ活動、昨年度は全国大会に陸上、バスケットボール女子が出席してございまして、これらにかかる用品の購入に充てているというふうに向っております。それから生徒の数でございますが、15年度が51名、本年度は55名と向っております。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 12番播磨委員。
播磨忠一委員 それでは再度、2点についてお伺いします。備品の購入費については答弁で大体わかりました。ただ、普通、予算を執行する場合には、このような大きい金額であれば、例えば補正とか何とかというのいくような気がして、私は非常に疑問を持ったものですから、その処理がどうしてなかったのかということについて、再度お伺いいたします。

それから、定時制の活動については理解をいたしました。ただ、私は幸いに高校整備計画の後期には長内校の問題が出ていませんけれども、将来とも安心して存続すればいいな、と思っている観点から聞きますが、将来的にもこういう形で長内校は存続されるのでしょうか。以上。

委員長（菊地文一君） 菅原政策推進課長。
政策推進課長（菅原慶一君） 流用の件でございますけれども、播磨委員ご指摘のとおり、通常は補正予算で処理するのが正しいかと思えます。ただ、今回のLGWAN（エルジーワン）の関係につきましては、79ページにございますけれども、平成14年度からの繰越明許費等が絡んでございます。それは言いわけにしかありませんので、現実的には補正予算で計上するのが正しいかと思えます。ただ、言いましたように繰越明許費を実際使わなければならなかったということで、それらに関連して流用したものでございます。ご理解願います。

委員長（菊地文一君） 外館教育長。
教育長（外館弘君） 長内校につきましてでございますが、高校新整備の後期計画の方でも検討している

ところでございますが、私は充実していくべき学校だと、そのようにとらえておりますし、県でもそのように認識してございますので、充実が図られるように今後とも要望してまいりたいと思っております。

委員長（菊地文一君） 9番小柳委員。
小柳正人委員 1点だけ質問します。77ページの職員採用に関連いたしまして、実は1週間ぐらい前に岩手日報の方に来期の職員採用数等々が出ていたわけですが、県内市町村の中で特筆といったらおかしいですけども、特別に久慈市だけが約6名の採用予定だということを書いてありました。先ほども550名前後の職員がおられるという中で、行政のスリム化ということがうたわれている昨今にしましてはどうかと思います。その辺のお考えですね、どうしてああいうふうな数字が発表されたのか、お聞かせください。

委員長（菊地文一君） 鹿糠総務部長。
総務部長（鹿糠芳夫君） 職員採用計画についてでございますが、これにつきましては第4次の久慈市職員定数適正化計画に沿って——これは市政改革プログラムの計画になるわけでございますが——目標年度の平成18年度までに現行定数の10%減ということで計画を立てているところでございます。そこで、今回、日報に記事が出たわけでございますが、確かに当市は「6人程度」ということで、他市は「若干名」ということで突出しているかを見えますが、実は平成15年度は退職者20名に対し4名の採用ということでございました。それから、今年度の定年退職者は派遣を含めて9名ということでございまして、その中で6名ということになるわけでございますが、15年度と16年度を合わせますと、2カ年で、現段階で判明している分で29名の退職者が見込まれる中で、今年の春4人、来年の春6人で10名ということになりますので、ここでは19名の削減になるということでございます。これは前段申し上げましたように、市政改革プログラムの中で、定数10%減の所定の計画に沿って実施していると、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

委員長（菊地文一君） 22番濱欠委員。
濱欠明宏委員 私からは総論的なお話を聞かせていただきたいんですけども、いわゆる超過勤務の傾向

は現在どうなっているのか。増えているのか、減っているのか、端的で結構です。

それから、例えば職員の採用計画であります。再三、市政改革プログラム等を通じながら職員のスリム化というふうなことで、不補充の計画になっているという実態ですけれども、新しく卒業する子どもたちにとっては非常に厳しい就職環境というふうなことがあります。私は、これまでであれば生年月日の割り振りというのがあって、通常であれば何年生まれというふうな、高卒、大卒の縛りがあるわけですけれども、その辺の緩和措置というのはやはり必要になってくるんじゃないかというふうなことで、やはり公平な採用へのチャンスというのを確保していかなければならないのかなと憂えております。

先ほどの超過勤務の関連でありますけれども、電算処理が非常に進んできたというふうなことで、先ほどパソコンのお話がありました。充足されてきたというふうなことで、大変結構なことだと思います。ただ、そのことが結果として住民基本台帳ネットワーク、そういった設備は張りつけになったけれども、仕事は逆に負荷がかかっているのか、あるいはスムーズにしているのかという評価の兼ね合いを、どのような形で見ようとしているのか。その辺をお聞かせ願いたいなと、こう思います。とりあえず以上です。

委員長（菊地文一君） 鹿糠総務部長。

総務部長（鹿糠芳夫君） 私からは職員採用の考え方についてでございますが、今お話のように職員の体制というふうなものは、例えば年代を考慮したもの、あるいは公平な採用という観点からも、やはりばらつきがあるというのは好ましくないわけでございます。一方では財政の問題等もあって各市町村が非常にこの点は困っている問題だと思っておりますが、やはり長期的な展望に立って、なおかつ、今合併という問題もございますので、そういった現在の年代の状況等を十分に分析しながら、公平な点にも考えながら、長期的展望に立った職員採用計画を実施してまいりたいと、そのように考えております。

委員長（菊地文一君） 砂子総務課長。

総務課長（砂子勇君） 超過勤務手当の状況でございます。平成 15 年度におきましては、いわゆる選挙事務を除きまして——選挙事務は昨年 3 回ほど選挙がございまして特例的なことでございましたけれども、

それを除きますと——前年度に比べて約 1,000 万円程度、支給額で減っております。これにつきましては、先ほどもお話が出ました電算化の部分、さらには事務の繁忙期等における課内等の協力体制、あるいはノー残業デーの取り組み、さらには休日の事業等における振替勤務の実施等によりまして、減額しているというふうにとらえているところでございます。ただ、一方におきましては、先ほど総務部長からも申し上げましたとおり職員数自体が減っております。さらには、合併に係る事務とか、市政改革に係る事務、あるいはそれぞれの行政の課題にかかる対応等におきまして、平成 16 年度が昨年度と同様の形で減るのかという点につきましては、若干別なとらえ方もしてございます。こういった中におきまして、パソコンの効果につきましても効果があるものととらえているところでございます。以上です。

委員長（菊地文一君） 22 番濱欠委員。

濱欠明宏委員 パソコン、要するに電気に依存する設備が増えてきたというのを、実はこの電気料を見ながら「電気料がかかる時代だな」と思いました。そこで、この間の台風の兼ね合いでも自家発電、要するに停電になったときに自家発電で対応としたという行政の報道があったなという感じがありまして、行政も停電に対応するのではなくて、自家発電、東北電力に売るとまではいかなくても、自給自足の自家発電を備えていく必要性というのも将来的にコストダウンに大きくかかわってくるのかなと、こういうふう思うわけでありまして、そういった方向性の考え方というのがあれば、なければなくて結構ですけれども、お聞かせください。

委員長（菊地文一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） 今、自家発電というご提案をいただきました。実は、私が県の方に行ったときに企業局に対しまして「風力、あるいは太陽光、こういったものについて久慈は可能性がないのか」という話を申し上げたことがあります。県ではそういった自家発電のもとになる「特に風力については、可能性はあるんじゃないか」という話をしておられました。ただ、風力の敵は実はワシ・タカ類なんです。イヌワシとか、特殊鳥類といいますが、実は久慈地区は結構それが多くて環境的な配慮が必要な地区だというふうなことも指摘いただいております。ただ、例えば諏訪下地区で

あるとか、あのあたりについてはそういった環境もあるのではないかというふうなことを考えておりまして、これは単に市の自家発電という意味合いだけではなくて、環境エネルギーの観点からこれは検討していきたいと、このように思っております。

委員長（菊地文一君） 16 番田表委員。

田表永七委員 96 ページ、2 目選挙啓発費にかかわって1 点だけ質問いたします。結構な不用額を出しているわけでありましたが、どういう啓発活動を行ったのか。あるいはその行った啓発活動に対する評価といえますか、自己評価、反省等をお聞かせをいただきたい。

委員長（菊地文一君） 鹿糠選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（鹿糠孝三君） 啓発についてご質問いただきました。選挙のたびに投票率の問題で啓発不足をご指摘いただいているところでございますが、いつものとおり非常に地味な啓発でございますけれども、例えば小学生の啓発ポスターの募集、あるいは産業まつりでの模擬投票、秋まつりでの街頭啓発、新しい有権者への啓発はがきの送付等がございます。また、選挙啓発としまして街頭啓発、広報車による啓発、立て看板等による啓発、スーパー等においての店内放送による啓発、防災無線による啓発等を実施しております。選挙時だけでなく、常時啓発活動のさらなる拡大を図り、有権者へ選挙が政治の基本であるという意識の定着に努めているところでございます。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 砂子選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（砂子勇君） ただいまご質問いただきました中で、不用額の部分でございます。この中で、特に旅費 11 万円程度の予算額に対しまして、執行額ゼロという結果を生じさせております。これにつきましては、啓発等の研修会を予定して事業を組んだところでございました。ところが、^{きゅうきよ} 昨年秋にいわゆる国政選挙、衆議院選挙が急遽入った関係等の事務的な観点から、こういった研修事業を実施できなかったという背景がございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長（菊地文一君） 16 番田表委員。

田表永七委員 委員長から啓発活動について説明いただきましたが、それに対する評価について簡潔にお

願いたします。

委員長（菊地文一君） 鹿糠選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（鹿糠孝三君） ご存じのとおり、このごろ投票率の伸びが大変悪い。ただ、ずっと統計をとるといいますか、調べてみますと、地元の選挙、いわゆる市長、市議会の議員の選挙は 85% まで上がっておりますが、国政選挙は 50% 台まで落ちております。これは久慈市だけではなくて大変憂慮される問題だと指摘を受けているところでございますが、いずれ有権者の意識の問題だということで、地道に気長に啓発を続けていく以外に方法はないだろうということで行っております。

委員長（菊地文一君） 11 番中平委員。

中平浩志委員 職員のことについて、ここでなければ言えないのかな、というふうに思いながら質問させていただきましても、今、職員の皆様方はネームプレートをつけて仕事をしておられますし、なおかつ部屋の入り口に、だれがどこの位置に座っているか、顔写真つきで張っております。やはりこういった部分に関しては、だれがどういった名前だということで、市民の皆さん方からも非常にわかりやすいと好評を得ております。一方、やはりどうもまだまだお役所的な発想、そういうふうな部分で、何か事業を起こしたい、何かやりたいと言っても「これはもうだめですから」、「法令上決まっていますからできません」と、何かこう無愛想な言い方しかできない職員もいる。きちんと「これはこうなんですけれども、じゃあ何かいい方法を一緒に考えながらやっていきましょう」という発想がまだまだ出てきていない。市民とすれば、地元のため、我々が住んでいる場所のために何とかよくしていきたい、何とかいい手だてがないかということで、市に来て相談をしているわけですけれども、やはりそういった部分に関しては、もっと親身になってきちんと対応しなければ、まだまだ市民の目から見た市の職員の勤務態度というのは、評価の上では低いのかなというふうに思っておりますので、その辺の対応についてもっと積極的に、教育していかなければならないのかなというふうに思いますので、その考えについてお伺いいたします。

委員長（菊地文一君） 山内市長。

市長（山内隆文君） ただいま委員からご指摘をいただいたところは大変に耳が痛うございます。私ども

は委員のご指摘の方向に向かって、新たな視点、新たな発想でもって、この郷土の振興を図ればと、このような思いであります。さらに職員の皆さんとも意識を一つにしてその方向に向かってまいりたいと考えておりますので、これからご指導をよろしくお願いいたします。なお、とはいいいながらも、法令を遵守しなければならない、こういった立場にも職員はごさいます。そういった際に、法令を変える努力ということが一方ではなされなければなりません。また同時に、運用の範囲内でできるかもしれないけれども、ちょっと危険を伴うと、こういった場面もあろうかと思うのであります。そういった運用解釈の範囲内で新たな発想ができるというときにぜひ必要なのは、実は職員のやる気だけではなくて、やはり市民の皆さんのご理解といったものであろうと、こう思っております。市民の皆様のご理解がなければ一歩を踏み出すことはなかなか勇気を伴うものでありますから、困難性を伴ってくるということでありまして、そういった意味において、新たな視点、新たな発想ということになれば、まさに「協働」ということの視点が大切になってくるのかなと、こう思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。次に、3款民生費、質疑を許します。16番田表委員。

田表永七委員 それでは、106ページから107ページの民生委員推薦委員報酬にかかわる問題として質問いたします。民生委員の候補推薦について、各町内会に依頼のあったところであります。私もそれに関係する一人だったんですが、いろいろ推薦にかかわっての条件がございましたが、いろいろ議論があって考えさせられた問題であります。その中で、二つお聞きいたしますが、現在の民生児童委員の平均年齢はどうなっているのか。それから、男女の数はどうなっているのか、お伺いいたします。以上です。

委員長（菊地文一君） 中居社会福祉課長。

社会福祉課長（中居正剛君） 民生委員の男女の比率、それから平均年齢についてのご質問にお答えいたします。男61人、女42人、女性の比率は40.8%になってございます。平均年齢でございますが、62.6歳となっているところでございます。以上です。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 保育園のかかわりでお聞きしますが、

歳入のところでお聞きすればよかったです。ただ、これは歳出ですが、歳入の中の保育園の関係で1,400万余りの収入未済額が発生をしておりました。その問題で、民間あるいは公立保育園にかかわるわけですが、その関係で従来から保育料の徴収の仕方も含めて保育園の協力を得ていく必要があるだろう、というふうなことも申し上げてきた経過があるんですけれども、そういった点での成果なりが上がっているのかどうか。現時点で、どのような状況になっているのか。保育園に関連してお聞かせいただきたいというふうに思います。以上です。

委員長（菊地文一君） 外館健康福祉部長。

健康福祉部長（外館正敏君） 保育料の徴収にかかわって、民間の保育園長との連携ということでありまして、これまでも民間の保育園長さん方と園長会議、あるいは個々に滞納者のリストを示しながら協力をお願いしてきたところであります。そこで実績として、平成15年度の滞納繰越分については23.06%と前年を大きく上回ったところであります。今後でありますけれども、実は今、国の方で児童福祉法の一部改正を継続審議しているわけでありまして、その中で「保育料の徴収事務については、私人に委託することができる」というふうな改正案なようでございます。その法律が通りますと、民間の園長さんに公式に保育料の徴収を委託することも可能になってきますので、今後の動向等を見極めながら、そういう方向でも検討していきたいというふうに思っておりますので、ご了承を願いたいと思います。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 市民と行政との関係で見た場合、サービスを提供する、提供される、その中に当然、料金を支払う、取るの関係がありますけれども、その関係の中で、一方的なやり方ではなくて、どう関係者がかわっていかというあたりをちゃんとやっていかないと結局、今23.06%に改善になったというお話でございました。それはやっぱり、そういったかかわりをきちんとやっていくことが改善の方向へつながると思うんですよ。そういった意味で、いずれ関係者のご努力が必要だというふうに思うので、引き続き、その点は努力をしていただきたいというふうに思っているところです。

そこで、学童保育の関係で、久慈市も施設整備につ

いて、国の補助金を導入してスタートしたわけですが、侍浜は6月の補正でついで、現時点でどういう状況なのか、開設がいつになるのか、というあたりをお聞かせ願いたいし、それから来年度に向けて長内の分については要求なりしていくという方向で動いているかと思うんですが、そういった意味で、余裕教室の活用の方向と、もう1点は、いわゆる湊学童について言えば、学校敷地内の元焼却炉があった場所があるんです。実は、そこを使える方向で一時進んだような状況もあったんですが、それもなくなったということです。確かに学校自体に、この学校は何名規模だからいくらの面積が必要だ、という基準がありますけれども、そういった基準からいっても学校の生徒も減ってきている中で、現在の民地から——現在の民地といっても、湊の場合は、すぐ隣の個人の宅地を借りて使っていますが——そういった意味では、以前に焼却炉があった場所に建てるということも含めて、そういう独立したものを建てる場合の補助金もありますので、1回に二つを補助するのは無理だとしても、いずれ順序立てて、来年、再来年にはそういったことができるような状況を含めて、ご検討いただきたいというふうに思います。実は、先日の日報には、北上市では六百何十万の学童保育施設のための単独補助金が補正になったというようなことが大見出しで載っておりました。そういった意味では、それぞれの自治体の取り組みは違いますけれども、今言った有利な制度を活用して、ぜひ子どもたちのために1日も早い改善方をお願いしたいのですが、取り組み状況についてお聞かせください。

委員長（菊地文一君） 外館健康福祉部長。

健康福祉部長（外館正敏君） 学童保育にかかわってご答弁申し上げます。まず、侍浜学童でありますけれども、これまで国の内示を受けた以降、侍浜の親の方々といろいろお話し合いをし、施設の中身等についてご要望を聞きながら対応をしてきているわけですが、12月1日を開設の目標として進めているところであります。第2点目の長内学童でありますけれども、確か6月に県の方に正式に補助協議をしたところであります。それから、湊の学童でありますけれども、おっしゃるとおり当時、焼却炉があったところに移転ということで、現場の先生方もその方向ではいろいろ検討をしていただいた経緯もありますけれども、湊学童に

ついても地主さんとのいろいろなかわりがあるものですから、果たして校庭の一角に移転が可能なのかどうか、これは教育委員会とも協議をして進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

委員長（菊地文一君） 18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 二、三お尋ねいたします。第1点は、障害者福祉にかかわるわけですが、先般の新体育館のトイレに障害者用が新しくできたということで大変結構なわけですが、障害者が公共施設を利用しやすいような点字板といいますが、そういう措置を順次、公共施設にやっていくべきだろうというふうに思うんですが、その現状と今後の対策についてお聞かせください、第1点。

もう一つ、これは衛生費になるかと思うんですが、障害者にかかわってここでお尋ねしたいと思いますが、県立病院への協議のお願いの問題です。いわゆる障害者が薬をもらっても確認しようがない場合があるという点で、何か点字といいますが、そういう措置をぜひやってほしいという声を聞くわけですが、これは医療局への要請になるかと思うんですが、その考え方についてお聞かせください。

それから、10月からの県単の医療費助成事業。乳幼児、障害者、妊婦がありますけれども、久慈では県の施策に準じて再出発ということになってございますけれども、県内の状況を見ますと、10以上の自治体が、通院の場合ですと1,500円ですか、それを半額にするとか、500円の現状でいくとか、入院の場合でもそういう軽減措置をとっているところもあるようです。乳幼児でいえば、就学前までになったというのはそれ自体一歩前進だけれども、総体とすれば物足りない感じがあって、県内の他市の状況を見るにつけ、久慈市においてもそういう助成を考えるべきではないかというふうに思いますが、お尋ねをいたします。

それから3点目ですが、以前に福祉や税についての紹介の冊子をつくった経緯があります。その在庫状況が今どうなっているかは私は知りませんが、新しく久慈市に来られた方へ、久慈市で新しい生活を始めるにあたってのそういう何かがないのか、ということも聞くわけですが、これへの対応もまさに必要かなと思うのですが、お聞かせをいただきたいと思えます。

委員長（菊地文一君） 外館健康福祉部長。

健康福祉部長（外館正敏君） 私からは障害者にかかわって最初に、障害者のトイレについて。例えば新体育館、あるいはアンバーホールの方に人工肛門の障害者の方々のためにオストメイト式のトイレを整備しているわけでありますけれども、振興局の方でも住みよいまちづくり推進事業の中で、各関係団体が集まった協議会がございます。その中で毎年、障害者の方々とチームを編成して、自治体の公共施設等を「バリアフリー推進隊」というふうなことで調査をしているところでもあります。そして、その調査の結果に基づいて各自治体、あるいはJRの駅舎とかJRに対していろいろな要望をしていますが、それを受けながら私たちも振興局と一緒にあって対応していきたいというふうに思いますし、市の施設の場合については、それぞれの所管の部局へ障害者用のトイレの設置については要望してまいりたいというふうに思っているところであります。

それから、県立病院で障害者の方々が、薬を受け取るときに点字とか、そういう便宜の部分については、県病側ともいろいろ情報交換をして、もし不自由をしているのであれば、その点についても要望していきたいというふうに思いますのでご了承願います。以上です。

委員長（菊地文一君） 末崎市民生活部長。

市民生活部長（末崎順一君） 乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費の県単事業費の助成、よそでは半額を軽減するのではないかということについてのご質問にお答えをいたします。前回、条例改正いたしましたので、内容についてはご承知であると思っておりますけれども、いずれ対象者は現在、今、委員がおっしゃいました入院が、5歳までの対象となっているものを、就学前まで引き上げるといったような措置もいたしておりますし、重度心身障害者療育手帳A所持者もさらに範囲に加えるといったようなことがございます。それから、低所得者に対しても市民税非課税の方を対象にするとか、全額免除する、あるいは3歳未満児についても免除といいますか、全額給付するといったようなことで、さらにその割合というのが約55%を占めるといったような状況の中で、さまざまな少子化対策、そういった点についても考えてきているところでありますし、こういった極めて厳しい財政状況の中で、将

来にわたって持続可能な制度にするためには、やはり広く等しく負担を求める、この考え方は負担をそれぞれ市、県、それから医療を受けられる方、この三者が3分の1ずつ同額で負担をしようというふうな考え方に立っておりますので、その点をご理解をいただきたいと思えます。したがって、久慈市は県単に準じて実施をするという考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長（菊地文一君） 鹿糠総務部長。

総務部長（鹿糠芳夫君） 市政ハンドブックについてでございますが、大分前になりますが、つくった経過がございます。先ほどは「転入者等に便宜を」ということではございました。このハンドブックをどういう観点でつくるのかということも含めて、担当関係部等で協議をしてみたいと、そのように思っております。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 民生児童委員の関係ですけれども、民生児童委員は一人の人が二つの名前を持っているのか、「民生児童委員」というふうになっているんですけれども、あれは民生委員と児童委員が別個の人ということにはならないのか、それが一つです。

それから、これは一般質問でもお話ししたんですが、いわゆる学校図書を活用の中で、民生委員あるいは児童委員との協働の関係で、組織的な取り組みができないのか。そういった方向があってもいいのではないのかというふうに思うんですが、他市ではもうそういった形でやっていますけれども、そういった形で、学校図書とのかかわりで、子どもたちの環境を地域とのかかわりでできないのか、考えられないのかということをお聞かせいただきたいというふうに思うんです。先ほども出ましたけれども、「民生児童委員」という名前がついていますが、平均年齢が63歳というふうな状況がありましたけれども、子どもたちとのかかわりの中で、もう少し若い人がかかわってもいいのかなと思うし、民生委員といった場合に割とお年寄りに近い人たちの対応なのかなと思ったりすると、年齢構成とのかかわりで一定の年齢が必要かなという気もするんですが、そういった意味で、子どもたちとのかかわり、そういった年配の人たちとのかかわりの違いがあるかと思うんですけれども、そういった点で、別建てでやっているところもあるんだけれども、そういったことは考えたことはないんですか。お聞かせくださ

い。

委員長（菊地文一君） 外館健康福祉部長。

健康福祉部長（外館正敏君） 民生児童委員についてのご質問ですが、民生委員と児童委員については、民生委員については厚生労働大臣の委嘱というようなことで、児童委員については県知事が委嘱していますが、これを民生児童委員という一人の方をお願いをしているところであります。一方では、主任児童委員ということで、子どもたちの健全育成とか、あるいは地域内のいろいろな子どもたちの非行の問題等の相談を受けるための主任児童委員という方もございます。その14人の主任児童委員さん方が、例えば学校訪問をしたり、それから地域の中でいろいろな子どもの相談に乗ったり、そういうふうな活動を展開しているところであります。ですから、この主任児童委員さんにいろいろな部分でご相談、あるいは地域との交流を積極的に一緒になってやっていくものでございます。以上です。

委員長（菊地文一君） 貳又教育次長。

教育次長（貳又正人君） 私どもの方に学校図書館のネットワーク化、先の一般質問でご質問があった件かと存じますが、その際にもお答えしておりますが、民生児童委員さん、いわゆる地域の方々の協力、ボランティアを活用してのネットワーク化を含めたお話かというふうに存じますけれども、それらを含めまして、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 今の答弁で、民生委員と児童委員と主任児童委員がいらっしゃるかと初めて聞きまして、予算的にはどこでみているかわかりませんが、主任児童委員がどういうことをやっているのか、はっきり言って見えてこないんですね。そういった意味では、もう少し民生委員の仕事、児童委員の仕事、主任児童委員の仕事がどういうふうな形でやられているのかというあたりのわかりやすいものを提示していただきたいというふうに思いますので、お聞かせください。

それから、先ほど、たぶんこれは福祉の方の関係もあったと思うんですが、窓口のいわゆる業務時間の拡大をやってきていますよね。戸籍もそうですし、税務もそうですし。新たにそういった業務の拡大をしてきている中で、市民の皆さんの活用状況。朝早いとか、

夜遅いとか、昼時間はこれまでもやっていますけれども、内容を強化していますよね。戸籍だけではなく、いろいろと証明をとれるとか、そういう形になっていると思うんですが、そういった点での成果がどのような形になっているのか、あわせてお聞かせください。

委員長（菊地文一君） 外館健康福祉部長。

健康福祉部長（外館正敏君） 主任児童委員の活動でありますけれども、14人の方々が委嘱されて、各地区に大体、旧町村単位に2名ずつということで委嘱されていらっしゃる。その方々がその地域の中で特に、いわゆる学校との連携、定期的に小中学校を訪問して、例えば問題があるのかなのかということ等について先生方といろいろお話し合いをしたり、それから地域内でいろいろ親の方々が子どもの非行で困っている方々の悩み相談を受け、そしてその問題について、例えば福祉事務所、あるいは児童相談所の方に通報するとか、端的に言えばそういうふうな活動をしていますし、定期的にその方々が集まっているいろいろな児童の健全育成や地域内の子どもの問題等についても研修等をしているところであります。いずれ、そういうことで、まだまだ主任児童委員制度は歴史が浅い状況であります。設置されてから何期目かは忘れちゃったけれども、非常に歴史が浅い制度でございまして、これからいろいろ充実をされていくものというふうに認識をしているところであります。以上です。

委員長（菊地文一君） 鹿糠総務部長。

総務部長（鹿糠芳夫君） 市民サービスのための窓口延長についてでございますが、市民課と税務課等で行っているわけでございますが、これにつきましては、当初私どもが想定したよりも利用者については少ない状況にあります。費用対効果という点で若干問題がありますが、ただ私どもが関係課と話し合った段階では、やはりもう少しPRを重ねて継続して分析するべきと、このようになっておりますので、今後とも窓口延長の関係につきましてはPRに努めながら状況を見ていきたいと、そのように思っているところでございます。

委員長（菊地文一君） 16番田表委員。

田表永七委員 敬老会にかかわって質問いたします。113ページ。これから行われる地域もあるし、もう既に終わったところもあると思うわけですが、出席率と申しますか、出席状況についてお伺いしたい。これは地域によって格差があるだろうと思うけれども、市内

全体の出席率でよろしいです。それから、出席率にかかわって、一つの要因なのではないかなと、私は常々思っている問題点なのですが、規模が大きくなればなるほど参加する側にとっては抵抗があると、そういうのが現実にございます。市からも派遣いただいて最後までいらっしゃらないとそういう雰囲気はなかなかつかめないのかもしれませんが、人数が多くなれば多くなるほど自分の存在が小さくなるといえますか、話すこともない、歌うこともない。受け身の会になってしまう。痛いのはひざだけだと、そういった実態があるわけなんです。私はそういうことを踏まえて、できるだけ開催の規模が町内会単位ぐらい、あるいは複数町内会ぐらいといえますか、小さくなるのが望ましいというような、そういう考えを持っているわけなんですけれども、指導をする立場の市のお考えをお聞かせいただきたい。

委員長（菊地文一君） 外館健康福祉部長。

健康福祉部長（外館正敏君） 敬老会にかかわってのご質問であります。去年の出席率は市内全域 42 万所で約 47% ということであります。そこで、「地区地区の敬老会をもっと絞ってやったらどうか」ということなんです。歴史的に、その地域の方の町内会、あるいは婦人会等で計画をして開催をしてきているわけです。一方、その地域のコミュニティの醸成という部分では非常に役立っているわけです。そのところで、大きい小さいで、例えば我々が地域の方に入って指導していくのはどうか、そこはちょっと微妙な問題があるというふうに認識をしております。いずれ、この敬老会のあり方については改革プログラムの中で、どういうふうな敬老会が効率がいいのかという点については、総合的に検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長（菊地文一君） 16 番田表委員。

田表永七委員 私の意見といえば意見になりますけれども、私は実態として、これは私の経験上からですが、集落ごとといえますか、町内会ごとにする場合に「お世話する」という発想があるわけですよ、若い人たちがお年寄りの人に敬意を表して。お料理をつくる、出し物を練習する、そういったことが負担になって小さな規模での開催をあまり歓迎しないという風潮があるということをお知らせしておきたい。そ

れは規模が大きくなると、割と若い人たち、準備する側にとっては負担が軽くなるという現実問題があるんです。ただ、それとは裏腹にお年寄りの人たち——72 歳以上ですか、今年は——にとってはあまりいい会にならないということをお蔵している問題です。ですから、これは確かに先ほどの答弁にあるように地域の歴史もあるでしょうし、そういったことを上から「これを分割しなさい」とか「合併しなさい」という問題ではないことは私も承知しておりますが、その方向性としてはやっぱり適正規模というのがあるんだということについて、折に触れて話題にさせていただくことがいいことだと、私はそのように物を考えています。否定的なお考えでなければご答弁はいりません。

委員長（菊地文一君） 答弁の必要のない質問はできるだけ差し控えるようお願いいたします。19 番城内委員。

城内仲悦委員 今の敬老会に関連しますが、今年、実は記念品をなくしましたよね、議論のあった記念品を。確か五、六百円だったと思うんですが。1 人当たり 1,200 円の補助ということになったようですけども、去年は 1,150 円になっていました。それで、今年では確か 72 歳で、将来的には 75 歳にもっていくという方針で来ていますけれども、実はあちこちを見ると、まだ 70 歳で頑張っているところもあるようなんです。そういった意味では、70 歳というのは「古希」という言い方がありまして、いわゆる「古来まれなり」ということから来ているようなんですけれども。したがって、70 歳まで健康でいるというのは極めて、若干数が増えているけれども、少ないんです。そういった意味では、これを機会に敬老会の対象者を 70 歳に戻すと。全然、逆行していないんです。若干このごろ増えただけでも、我々の年代はなかなかそこまでいかない。だから 70 歳というのは本当に、「70 歳までよく頑張って生きてくれた」ということですから、ぜひ 70 歳に戻すべきだと思うんですが、ご所見をお聞かせいただきたいというふうに思います。

委員長（菊地文一君） 外館健康福祉部長。

健康福祉部長（外館正敏君） 敬老会の年齢の件であります。いずれこれについては、私どもは 12 年度までは 70 歳、それ以降については段階的に年齢を上げるというふうなことで決めてやっているわけですし、実は 13 市の状況を見ますと、ほとんどの市では

75 歳というふうな時代であります。ですから、私どもとすれば、年齢の基準に従って、敬老会については続けてまいりたいというふうに思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

この際、暫時休憩をいたします。再開は3時 25 分といたします。

午後 3時 06分 休憩

午後 3時 25分 再開

委員長（菊地文一君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。歳出、4 款衛生費、質疑を許します。12 番播磨委員。

播磨忠一委員 それでは、衛生費にかかわって2点お伺いいたします。第1点目は、127 ページの久慈医学談話会の運営補助として 50 万円を出しておりますけれども、現在どのような活動をしているのか。かつてはいろいろ新聞等でも報道されるくらい活発な活動をした経緯もあるようでございますが、現在の活動状況についてお伺いいたします。

2点目は、129 ページの結核健康診断にかかわってでありますけれども、最近の新聞報道等によりますと、老人の結核が多くなってきているというようなことが報道されておりますけれども、久慈市の現在の結核患者の実態はどのようになっているのか。2点です。

委員長（菊地文一君） 村上保健推進課長。

保健推進課長（村上章君） まず、第1点の医学談話会の件でございますけれども、その活動状況は、久慈市においては、年2回ほどの市民健康講演会を実施してございます。それから、久慈圏域においては各町村に出向いて、1 回程度の健康講演会を実施しておりますけれども、いずれも講演会の際には地域の意見、要望等を聞く時間を設けまして、住民からの意見、提言、要望等をお伺いしているようでございます。

2点目の結核患者でございますけれども、15 年度末における患者数は 14 名となっております。15 年度の新規患者は 8 名、参考までに年度別の患者数の推移を 5 年ほど申し上げますが、11 年度は 23 名、12 年度は 19 名、13 年度は 14 名、14 年度は 9 名、15 年度は 14 名となっております。いずれこの結核患者ですけれども、結核で亡くなるような事態はないと聞いておりますけれども、戦後、非常に多かったのがこの

ように少なくなっておりますけれども、だんだん増えている兆候もあるというふうにも聞いてございます。以上です。

委員長（菊地文一君） 12 番播磨委員。

播磨忠一委員 それでは再度、1 点だけ医学談話会にかかわってでございますけれども、実はご案内のとおり、岩手県は自殺が一番多い県であります。その中において、久慈市が一番ということでもありますので非常にうれしくないことでございます。そこで、私は思うんですけれども、県の福祉部でも積極的に取り入れているわけでございますが、医学談話会の活動の中に、自殺の防止のような活動も取り入れて、地域の方々とこの問題について真剣に取り組むことによって、少しでも自殺防止の予防に役立つのではないかと考えているわけでございますが、その辺についてお伺いいたします。

委員長（菊地文一君） 村上保健推進課長。

保健推進課長（村上章君） 自殺防止でございますけれども、もちろん委員さんご指摘のように談話会でも取り上げるということでございますけれども、久慈病院の院長さんからお伺いするところによりますと、「心の健康づくり」も久慈病院で実施してまいりたいということでございます。それで、まだ診療科は設けていないようでございますけれども、体制が整った際にはストレス科を設けて外来診療に当たりたいという情報もお伺いしております。以上です。

委員長（菊地文一君） 4 番下川原委員。

下川原光昭委員 127 ページの 13 節の委託料のところになりますけれども、前回も多項目健診の件で受診率をお伺いしましたけれども、その後、受診率が上がっているかどうかをお尋ねいたします。

委員長（菊地文一君） 村上保健推進課長。

保健推進課長（村上章君） 多項目健康診査についてご質問をいただきましたが、14 年度と 15 年度の実績を比べてみますと、今年度の受診率は 25.5% になっておりまして、去年よりも 1.2 ポイント上がっております。以上です。

委員長（菊地文一君） 4 番下川原委員。

下川原光昭委員 受診率が上がっているということにつきまして大変喜ばしく思っておりますが、すべてではないと思っております。この委託料というのが 4,700 万円かかっておるわけで、せつかく高額な委託

料を払っておりますので、予防医学の観点からいっても、久慈市の方々が健康でいられるという意味からも、受診率をもっと上げていかなければならないなと思っておりますので、受診率を上げる方法についての今後の見通しと対策をお願いいたします。

委員長（菊地文一君） 外館健康福祉部長。

健康福祉部長（外館正敏君） 多項目健診、あるいはがん検診等の受診率の向上についてでありますけれども、基本的には保健推進委員さん、あるいは保健推進課で定期的に発行しています「保健センターだより」とか、そういうふうな情報誌や推進委員を活用しながら受診率の向上に努めていきたいわけですが、特に具体的には、受診の申し込みが、例えば多項目健診でいえば4,000人あるわけなんです、結果的に受診する方が3,000人だというふうな数字がそれぞれ出ています。そういうふうなことから、申し込みをした方が、なぜ受診しなかったのかということ具体的に追跡をしながら、その部分で、まず当面、受診をしていただいて、予防に努めるということが大事でありますので、その辺のところを具体的に詰めたというふうに思っております。以上です。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 133ページですが、ごみ集積場の整備事業補助金34万5,918円ということになっておりますけれども、この設置件数をお聞かせください。

実は台風15号の強風によって、集積場が倒壊したり飛んだりした経緯があるんですけれども、例えばこの集積場が飛んで、けがをした場合の責任はどこになるのか。確か久慈市は3万円まで出していますけれども、町内が設置して町内で出しているところもあるし、あわせてというところもあるんですけれども、この設置責任者がどなたなのか。この点は、事故は発生していませんけれども、可能性としてあるんです。そういったときの対応の仕方をお聞かせください。

それともう一つは、補助金3万円ですからあまりいいものは建てられないかもしれませんが、市内を歩いてみて、例えば30メートルの強風が吹いても飛ばないとか、一定の設置基準なり、強風に耐えられるような基準をきちんと示していく必要があるのではないかというふうには思うんですが、ぜひ強風対策について、事故が発生する前に考えていただきたい。これは市だけではなくて、つくる側の町内会なり各自

治会なりの対応も含めてですけれども、安全性の確保のために私はきちんとした対応が必要じゃないのかというふうには思うんですが、その点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、家庭用生ごみ処理機購入補助金も25万3,581円ですけれども、これが何台設置になっているのかということが第1点。それからこの問題ですが、もっと力を入れて生ごみの堆肥化^{たいひ}について抜本的に強化する必要があるのではないかとこのように思うわけなんです。そのことによって地域での活用、そして農地の有効活用、あるいは市民の利用の拡大ということになっていくと思うんですが、そういった意味で、家庭用生ごみ処理機の関係ですが、地域ごとにやっただけの場合はこうしますという形の地域ぐるみの活動も含めて支援するような状況が今後必要ではないのかな、というふうに思っているところですが、お聞かせをいただきたいと思います。

委員長（菊地文一君） 梶谷市民課長。

市民課長（梶谷利美君） ごみ集積場の整備事業補助金と、生ごみ処理機の補助金のご質問でありました。まず、ごみ集積場でございますけれども、15年度の実績は新築が3棟、改築が10棟の13棟でございます。

それから責任の問題でありますけれども、この問題につきましては現在のところ、それぞれ地域でつくったものについて、その地域に責任が帰属というふうに今のところはなっております。

それから次に、標準のごみ集積場の話でございますが、今後つくるに当たってはその点で標準というものを示しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、家庭用生ごみ処理機でございますが、15年度は13基でございました。そして、生ごみの堆肥化^{たいひ}という点では私どももそのように感じておりますので、今後ともそういった啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 「一定の基準を示す」ということで、ぜひ示していただきたいと思っております。もう一つは、つくる場合に多くは業者に依頼するわけですが、その場合、いわゆるPL法というのがありますよね。業者の製造責任という問題が出てくるんですね。そことかかわりも出てくると思うんです。例えば、ある

業者に依頼したら、「PL法があるので、きちんと設計しなければだめだよ」と言われてつくっているところもあるようなんです。そういった意味で、市が示した基準と、それを委託されてつくった責任も出てくる。その点のかかわりをきちんと分けてできるような状況を基準を示す際に、ぜひ示していただきたいと思いますので、再度お聞かせください。

それからその絡みで、その3万円は16年度も変わっていないかと思っていますが、その意味で、基準を示していく上で一定程度の補助金の増額は必要なのではないかと思えます。私の知っているところでは鉄骨でつくると25万から27万というのが相場なですよ。そうすると、結構重いですから風にも飛ばされないという状況があるんですけども、そういった意味で、基準をつくる際にそういった点での実態を調査しながら、ぜひ基準を示していただきたいと思いますのでお聞かせ願いたいと思えます。あわせて、補助金の拡大ですね。5万円程度まで上げるのかどうかを含めてお聞かせください。

それから、「生ごみ処理機の成果は出てきているんだ」ということですが、そういった点でいうと、久慈市全体で生ごみは年間にどの程度が出て、それが、家庭用生ごみ処理機の導入によって、どの程度が堆肥化されているのかという統計的なものはお持ちなのかどうか、お聞かせ願いたいと思えます。以上です。

委員長（菊地文一君） 末崎市民生活部長。

市民生活部長（末崎順一君） 生ごみ集積場の設置責任についてでございますが、このPL法とのかかわり、そういった点についての市の基準、それについては十分に慎重な研究をしなければいけないというふうに思っていますので、研究課題とさせていただきたいと思えます。

それから、あわせて「増額を」ということでありますが、ただいまお話がありましたように整備事業についてどのような実態にあるのか、その辺を調査してみたいと思えますが、いずれ厳しい財政状況でございますので、その辺も踏まえて検討したいというふうに思えます。その他については課長からお答えいたします。

委員長（菊地文一君） 梶谷市民課長。

市民課長（梶谷利美君） 生ごみのことにつきましては手元に資料がございませんので、資料を取り寄せてからお答えさせていただきます。ご了承いただきたい

と思います。

委員長（菊地文一君） 18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 清掃にかかわって1点お聞かせください。家電ごみの不法投棄がなかなか後を絶たないという状況にあると思うんですが、その状況がどうなっているのか、それと対策。それが第1点。

2点目は、やっぱりこれは制度の不備、欠陥に起因しているのではないのかというふうに思うんですね。いわゆる、使用しなくなって店に持ち込んで何千円というのですと、こういう経済状況下ではなかなか厳しいものがあると思えます。そういう点では、やっぱり製造段階で出荷の際にそういう費用も盛り込むということをししないと、イタチごっこはおさまらないのではないのかというふうに思うんですが、そういった点では、市長会等いろいろな機関を通じて、法律的にももう三、四年経過していますから、検証してしかるべきだというふうに思うんですが、お聞かせいただきたい。

委員長（菊地文一君） 梶谷市民課長。

市民課長（梶谷利美君） 家電ごみの関係でございますが、非常に苦慮しているところでございます。15年度で申し上げますと、テレビについては57台、洗濯機11台、冷蔵庫21台等々、かなり多ございます。撤去してもまた捨てられるというような状況でございますが、いずれ委員おっしゃいましたとおり、製造責任といえますか、そういう点では市長会等を通じて、しかるべき措置を働きかけてまいりたいというふうに考えております。ご了承いただきたいと思えます。

委員長（菊地文一君） 保留答弁を求めます。梶谷市民課長。

市民課長（梶谷利美君） 先ほど、生ごみのことが出ましたが、可燃ごみの約60%が生ごみというふうに押さえられております。以上であります。

〔「何の60%か」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 梶谷市民課長。

市民課長（梶谷利美君） 可燃ごみのうちの約60%程度ということでございます。

委員長（菊地文一君） 16番田表委員。

田表永七委員 123ページ、保健衛生総務費にかかわって1点お伺いいたします。保健推進委員報酬という記述がございます。保健推進委員の活動にかかわる質問であります。地域を訪問して健康講座というん

ですか、健康教室といいますが、そういうのを開催しているわけですが、これは平日開催だけで実施されているのではないかなと、そうってお伺いするわけですが、そうなのかなと。そうなのであれば、土・日曜日開催というのは難しいのか、考えていないのかと、そういうこととございます。どうしてかといいますが、実態として平日開催ですと、お年寄りだけ集まるわけですよ。お年寄りの健康ももちろん大事な問題でありますけれども、若い人が参加しやすいような休日開催というのは無理なのかなと、そうってお伺いするわけでありませう。

委員長（菊地文一君） 村上保健推進課長。

保健推進課長（村上章君） 健康教室の開催日の件でございますけれども、ただいま委員さんがおっしゃったとおり、原則として平日開催で行ってございます。ただ、回数は少ないですけれども、地域から夜にやってほしいとか、ただいま委員さんがおっしゃったように土曜日、日曜日の方がいいですよ、という地元の保健推進委員さんから要望があれば、できるだけそれにこたえて実施してございます。すべてを土曜日、日曜日に開催するということはなかなか難しいかなと、そういうふうにとらえておりますので、ご了承願いたいと思います。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 ちょっと質問の仕方が悪かったんですが、「15年度決算で13基つきました」というご答弁でした。先ほど、可燃ごみの60%という話をされましたが、それでは可燃ごみの60%をこれで処理しているという答弁になってしまうんですね。そうではなくて、全体の可燃ごみが何トンで、家庭用生ごみ処理機を導入した結果、これによってどの程度、可燃ごみの60%のうち何トンが堆肥になっているのかというあたりです。それが出てこない決算にならないんですね。先ほどの答弁では納得いきませんので、総体普及数と可燃ごみ量の60%は何トンで、そのうちのどの程度が堆肥になっているのかをお聞かせください。

それからもう1点は、これは保健師さんの活動にかかわりますが、また村上さんのところで答弁いただきたいと思うんですが、センターから元気の泉に移って拠点施設として建て、そこを中心に活動しているわけですが、実際問題、従来の保健師さんの家庭

訪問のスタイルが減ってきていると思います。センターに集めて、来た人をケアするという状況になっているんだけど、家庭に行って家庭の状況を見て指導をするというスタイルの活動がこのごろ減ってきているのかなと思います。あるいは、保健師さんの数が減ったのか、保健師さんの仕事の仕方が変わったのか、ちょっと従来と違うような感じがするんですが、そういった意味では、家庭を訪問しての指導というものがどういった形で、今なされているのか、お聞かせください。以上です。

委員長（菊地文一君） 末崎市民生活部長。

市民生活部長（末崎順一君） 生ごみにかかわってのご質問にお答えをいたします。可燃物でございますが、平成15年度が1万2,204トンございました。その約60%が生ごみであるというふうに理解をしているところであります。この家庭用生ごみ処理機の普及状況、あるいは補助の状況でございますけれども、平成11年度から197基、普及しているところでございます。ただ、その前にコンポストを対策として4,329個普及しております。このあわせの数を16年3月末の世帯数で割りますと33.17%ということとかなりの普及をしていると思います。それでどの程度減ったかということについては、実は統計がございませんが、この33%の普及でもって生ごみの減量化は図られているものというふうに認識をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長（菊地文一君） 村上保健推進課長。

保健推進課長（村上章君） 家庭訪問の件でございますが、具体的な数字では申し上げることができませんけれども、確かに委員さんがおっしゃるとおり、その数は減っているのではないかと感じてございます。この要因としては、保健師の職務内容が多様になってございます。福祉分野にも保健師が携わらなければならないような職務状態にございますけれども、委員さんがおっしゃるとおり、家庭訪問、また家庭指導は大切な業務だと思っておりますので、今後、そのことにも努力してまいりたいと思います。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 そうなんです。今答弁があったように、保健師さんの仕事が本当に多様になってきて、実際問題、事務的な仕事が増えてきている。だか

ら、そういった意味では一定の増員も含めて検討をしていかないと、今言った「思う」だけで、結局は家庭訪問ができない状況になっているわけですから、こういった点では、必要なところに人員を確保するのは当然のことですから、保健活動を強化するということが結果として医療費の軽減につながっていくんだという予防の観点に立ちますと、必要なところに人員を配置していくんだということが必要だと思いますので、助役、ひとつ、必要なところには必要な人員を配置していくというのがこれまでの答弁であったし、ぜひこれは実態を踏まえた形でのご検討を願いたいと思うんですが、お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、ごみ処理機について答弁があったんですが、いわゆる機械の処理能力があるわけですね。そういうことからきちっと追っていくと、一定の量を処理しているということが出てくるんじゃないかと思うんですが、ただコンポストはなかなか思うように使われていない実態があるのではないかと思います。実は私も使っていますけれども、なかなか腐らない。米ぬかを入れたりさまざま行っていますが、思うように腐りがたいのですが、そういった意味では、この堆肥処理機の方が一定の効率性があるというふうに思うんですが、ぜひ実態も調べながら、そしてこれは市民課でこういうことをしているときに、やっぱり産業部との連携ですよ、これは。ぜひ堆肥をどういうふうに使っていくかという形の連携、横のつながりといいますか、行政のつながりを密にして、家庭菜園も含めてやっていく、あるいは「地域ぐるみ」ということでいうと、産直施設に野菜を運ぶということから、そういった方向での活用が必要だというふうに思うんですが、そういった意味で、連携を密にしていきたいと思うんですが、お聞かせ願いたいと思います。処理能力をお聞かせください。

委員長（菊地文一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） 保健師の増員というお話でございました。行政分野、ただいま市民の皆様からのニーズは多様化しておりますし、高度化しております。そういった意味では、不必要な分野というのは全くないわけでもございまして、その中でいかに優先順位をつけていくか、これが大事になってくるだろうというふうに思います。また同時に、業務の効率化を図りながら、そういった中で必要なところに適正な人員を配置

していくと、こういったことを検討していかなければならないものと思っております。いずれ、全体の中では市職員の数というのはこれからも減らしていかなければならない、そういった状況がありますので、そういった総合的な中で、この分野について検討していきたいと、このように思っております。

委員長（菊地文一君） 末崎市民生活部長。

市民生活部長（末崎順一君） 生ごみについてのご質問にお答えいたします。生ごみの量をはかれるかどうかということにつきましては、広域行政事務組合から話を聞いて、その量の実態をとらえてみたいというふうに思います。そして、お話があったとおり、産業部との協議を進めて連携できるものは連携したいものだというふうに思います。いずれにしても、生ごみ処理機の普及は図るべきであるというふうに考えているところであります。

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。5款労働費、質疑を許します。12番播磨委員。

播磨忠一委員 労働費にかかわって2点お伺いいたします。第1点目は、去る9月4日の新聞報道によりまして、「県は、若者の就職支援を行うジョブカフェいわての地域センターを年内に宮古市と久慈市に設置する」ということが報道されているわけでございます。9月の県の補正予算にも計上したということになっているわけでございますが、その中におきまして、宮古につきましては「宮古市のセンターは同市栄町の大型商業施設キャトル内に設け、市や公共職業安定所に加え、NPOとも協力して管理運営に当たる。10月オープンを予定している」というふうに、宮古についてはこのように詳しく報道されているわけでございます。当市につきましては、宮古市と同等の規模ということで報道されているわけでございますが、具体的に当市の場合は、どのような規模で、どのような形で、いつごろ設置されるのかについてお伺いいたします。

2点目は、135ページのシルバー人材センターの運営にかかわってでございます。1,070万円の運営補助をしているわけでございますが、センターの方にお聞きしますと、「補助金は減らされるし、このような厳しい経済情勢のもとではなかなかセンターの方に仕事が回ってこないというのが現状である。そのために、非常に運営が大変である。また登録している方々も、会費を取られるだけで会費分の仕事がない」というよ

うなことを言っているわけでございます。そこで、センターの現在の運営状況についてお伺いいたします。以上です。

委員長（菊地文一君） 野田口商工観光課長。

商工観光課長（野田口茂君） ただいまお話がございましたジョブカフェ、そしてシルバー人材センターについてお答えを申し上げます。ジョブカフェは本年7月、国の助成をいただきまして、岩手県が盛岡市に開設したものでございまして、知事が雇用促進のため県北・沿岸にということで、久慈、宮古にサテライトを開設するという進めている事業でございます。これにつきましては、本日、読売等ですか、「勤労青少年ホーム」ということで載っているようでございますが、現段階におきましては、県は振興局の方を通して、どこがいいかということで民間の空き店舗等、川崎町を中心に調べた結果、勤労青少年ホームを候補としているということで伺っております。10月開設ということで、勤労青少年ホームをどういうふうを活用するかということは現在、振興局と協議をしておりますが、開設につきましては久慈は若干遅れるかと思っております。9月の議会で予算化されるということでございますが、現在、振興局と勤労青少年ホームの活用について協議をしております、内部においてもその調整を図っているところでございます。

それから、もう1点のシルバー人材センターの関係でございますが、国の方では現在、市が補助した金額と同額ということで、国が助成しながら市も同額を補助しているところでございますが、「現在の運営の状況というのは厳しいのではないか」というご指摘をいただきましたが、実際のところは公共事業が減っている一方で、今年度は36.4%ほど民間の事業が伸びておりまして、ここ数年、1億円を超える受注をしております。15年度でありますと1億1,136万円でございますが、本年度も1億円を超える状況で運営されるであろうということでございます。ただ、播磨委員さんがおっしゃってございましたように、国の補助等もこの後、減額されるのではないかなという状況がございまして、運営には大変な苦勞があるというふうには伺っております。以上であります。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 135ページの雇用促進住宅にかかわるんですが、現在、雇用促進住宅は長内と生出町にあ

るわけですが、特に生出町地区の実態。いつ通ってみても電気がともらない部屋が多いんですけども、現在の入居者数をお聞かせください。

委員長（菊地文一君） 野田口商工観光課長。

商工観光課長（野田口茂君） まことに申しわけございません。資料を取り寄せてご説明を申し上げたいと思います。長内と大川目の雇用促進住宅でございますが、大川目の方は駅から遠いということで入居者が少ないというふうには伺っているところでございます。数値につきましては今、資料を取り寄せてご答弁申し上げたいと思います。

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。次に、6款農林水産業費、質疑を許します。18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 何点かお聞かせいただきたいと思っております。第1点は、県の事業で県産材を使った住宅への助成、あるいはエコエネルギーを使った住宅の助成事業が、注文が殺到しているというような状況があるんですが、久慈市なり、この管内でどの程度活用されているのかというのが、第1点。それから、県内の自治体によっては、これに県産材を使った場合はかさ上げをして助成しているというところもあるようですが、景気対策としても検討すべき事項かなというふうに思うんですが、お聞かせをいただきたいと思っております。

第2点は、歳入の方でもありました森のトレー問題について整理してお尋ねをいたしたいと思っております。助役から先ほど、「情報を提供したものだ」という答弁をいただきました。そこで、情報の提供で結構でございますが、理事長が不動産28件中19件を異動したという中で、それに現職の税理士が介在しているのではないかなという話を聞くわけですが、その有無について助役は情報としてお持ちでしょうか、お聞かせいただきたい、第1点。

それから2点目ですが、もう何回もやりたくないんですが、私が聞きたいのは中小企業等協働組合法にいう「悪意、重大な過失」の定義。市長の答弁で先ほど「現況はそういう認識ではない」と。それはそれで、了とするわけではないけれども、話とすればわかります。それでは、ここでいう「悪意」とは、「重大な過失」とは、この概念、定義を後学のためにお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（菊地文一君） 遠川林業水産課長。

林業水産課長（遠川保雄君） 私からは県産材のことについてお答えをしたいと思います。平成 15 年度の公共事業等における木材の利用関係でございますが、木材の利用促進協議会というのがございまして、そこでいろいろ協議をしているわけでございますけれども、15 年度における実績としては、256 立方メートルということで、これには木柵工、階段工とかそういう公園関係、あるいは物置小屋、林道関係のり面保護とか、そういったものが入っているところでございます。今後におきましても、県産材の利用につきましては振興を図ってまいりたいと、このように思っているところでございます。

委員長（菊地文一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） 税理士が関与していたかどうかということですが、承知しておりません。それから、「悪意、重大な過失」の意義ということですが、これについては一般論でしか申し上げられませんが、「悪意」というのは、「事情を知りながら」という意味があると思います。いわゆる善意の第三者、悪意の第三者という言い方がありますが、この善意というのは「事情を知らずに」という意味でございますので、逆に言いますと悪意というものは「事情を知りながら」、これが悪意の意味です。それから「重大な過失」というのは、まさに重大な過失でございまして、非常に過失の度合いが大きい場合、これが重大な過失ということになるかと思えます。一般的な善管義務というのがありますが、「善意の管理者としての責任」、これを著しく超えるもの、これが「重大な過失」と、このように認識しております。

委員長（菊地文一君） 18 番小野寺委員。

小野寺勝也委員 課長から答弁をいただきましたが、私が聞いたかったのは民間住宅における県産材を利用した場合、あるいは太陽光エネルギーとか、そういった場合の県の助成制度がありますよね。それを使っているのが久慈市、あるいは管内にあるのかなのかという問題と、県内の自治体によっては県の助成にかさ上げをして地域経済の振興に役立てているというところもあるんだけど、検討していくべきではないかというふうにお尋ねをしたところでございます。

助役、「重大な過失」については「善管義務を著しく超えるもの」ですね。そういうことでわかりました。

そのやりとりについては後ほど。

委員長（菊地文一君） 遠川林業水産課長。

林業水産課長（遠川保雄君） 失礼いたしました。県産材を住宅の建設に使った場合の補助というようなことですが、この例は詳細には把握してございませんが、今のところ現実にはあまりないというふうに伺っております。ただ 1 戸につきまして 50 万円とか、そういうふうな金額になるようでございますので、やはり魅力ではあるということでございますが、今後、この方面にも意を用いながら検討してまいりたいというふうに思っております。

委員長（菊地文一君） 12 番播磨委員。

播磨忠一委員 農林水産業費について 2 点お伺いいたしますが、1 点目は 147 ページの特産品開発調査研究委託料というのが 47 万 2,500 円計上されているわけですが、この開発調査研究の内容と成果についてでございます。

2 点目は、157 ページでございますが、林業振興促進対策事業資金貸付金というのがあるわけですが、この貸付金の内容についてお伺いいたします。以上です。

委員長（菊地文一君） 晴山農政課長。

農政課長（晴山聰君） ただいまの特産品の開発の件でございますが、この件につきましては、特産品の開発調査研究委託事業ということで菓子類、パン類、麺類、こういったものにホウレンソウを使った製品ができないかということで、試作品として商品化に向けた調査研究を実施したものでございます。この件につきましては、平成 15 年度の産業まつりでその試作品を展示いたしまして、皆さんに試食をいただいたものでございます。その後、商品化にもなっております。これは「彩食ら〜めん」ということで、みずき園の方で販売してございますけれども、これからもこういった地元の農産物等を使った新たな製品等についても試作等を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員長（菊地文一君） 遠川林業水産課長。

林業水産課長（遠川保雄君） ただいまの林業振興促進対策事業資金の貸し付けについてでございますが、これは毎年、久慈地方森林組合で行う事業のつなぎ資金として貸与しているものでございまして、4 月に貸与し、3 月に全額返還をいただいているという状

況でございます。ちなみに、林業振興の促進を図るといふことでございますので、これは無利子ということになっております。

委員長（菊地文一君） 12 番播磨委員。

播磨忠一委員 それでは確認しますけれども、この貸し付けは林業をやっている個人ではなく、森林組合 1 団体に貸しているというように理解をしていいわけですか。そして、3 月 31 日には返済になるということ。そうすると、毎年貸しているように理解してよろしいでしょうか。

委員長（菊地文一君） 遠川林業水産課長。

林業水産課長（遠川保雄君） 森林組合に対して行っておりまして、その年度の資金につきましてはその年度に返していただいていると、そういう状況でございます。

委員長（菊地文一君） 19 番城内委員。

城内仲悦委員 149 ページの地域有機物資源活用促進事業費補助金にかかわるのではないかというふうに思うんですが、なかなか農業予算の名前と現実の中身が一致しないというか、類推できない部分がいっぱいあるんです。多分、^{たいひ}堆肥の保管の仕方について今年 10 月が期限になっているわけですがけれども、実は今年の農業委員会大会の要望の中で、小規模の農家に対する補助金がなくなってきているという状況が続いている中で、県に対して来年度も継続してほしいというような要望を出しているんですけれども、その点で市としてもそういった点について支援、あるいは要望すべきだと思うんですが、お聞かせいただきたいと思っております。

第 2 点目は、いわゆる地籍調査ですが、確か山根地区が終わって久慈におりてきます。川崎町とか川べりとかあの辺が残っているというふうに思うんですが、地籍調査の終了年次は計画的にどうなっているのか。未来永劫続くわけではないと思うんですが、その点でこれはいつの時点が終了時点として考えられているのか。今年度はどういうところを地籍調査しているのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、沿岸ですから久慈は海岸を持っていて海の幸、山の幸が多々あるわけですがけれども、これはぜひ検討していただきたいんですけれども、実は先日、県の工業技術センターの研修がありまして私も参加したんですが、そのときに理事長さんが言うには、「ウ

ニは久慈が一番おいしい」と。「宮古にも行ったし、あちこちに行ったが、いずれにしても久慈はおいしい」と言うんです。実は皆さんもそうかもしれないけれども、久慈のどこで食べればいいのかということがあってもなかなか指定できないということが現実にあるわけです。この間も議会の中で話をしている中で、例えば小袖にはホタテの養殖があるんだと、野田は貝は大きいが身が薄いんだと、小袖はあまり知られていないけれども貝柱の厚くていいのがとれるんだというようなことがありました。実は私も初めて聞くわけで、そういった意味では、久慈市で本当にいいものがとれて、そういうものは一定の期間しかないわけですが、そういった期間でいいわけですから、例えばどこかの店でもいいし、第三セクターでもいいだろうが、こういうものがあってこの期間は食べられます、というようなキャンペーン的なことを、久慈を売るために少し考えていいのではないかというふうに思うんです。この時期はアワビはここで食べられますとか、この時期にはウニはここで食べられますとか。一定の観光客を呼ぶ一つのものを持っているわけですから。ただ私自身も先ほど言ったように、小袖でホタテを養殖しているのを初めて聞いたし、物がいいんだというのも初めて聞きました。そういった意味で、行政が引っ張ってもいいわけですし、商工観光課や商工会議所が引っ張ってもいいわけですが、そういったものを示せる、そして一定期間出せるという取り組みをぜひ考えてほしいんですが、お聞かせください。

委員長（菊地文一君） 晴山農政課長。

農政課長（晴山聰君） 地域有機物の件でお答えを申し上げたいと思います。この地域有機物にかかわる法律は「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」、いわゆる家畜排せつ物法でございます。これが本年の 11 月から適用になります。これまでこの法律の適用範囲である牛、馬を 10 頭以上を飼育している農家、あるいは 2,000 羽以上の鶏がいる農家とか、そういった法律の対象になる農家を重点的に整備してきたものでございます。今回、11 月の施行に向けては、おおむね整備されたというふうに私どもは思っておりますが、いずれ環境の問題ということで、法律が適用にならない農家、これについても今後継続して整備をしていく必要があるだろうと、そういう認識に立っております。このことについては、県の方に

も機会あるごとに補助金等の継続をお願いしておりますので、農政の担当課といたしましても、今後とも整備に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 遠川林業水産課長。

林業水産課長（遠川保雄君） 2点ご質問をいただきました。そこで、地籍調査について申し上げたいと思います。地籍調査は現在、山根町の上戸鎖というところを調査中でございます。現地調査は上戸鎖、そして、昨年の調査の成果をまとめて登記所に送るための作業もしております。したがって、今年度をもって山根町の現地調査は終わるわけでございますけれども、その結果は来年度送るということになります。そして、現地調査につきましては、来年度からは市街部の方に移ってくる予定になっております。夏井町から湊町、そして川崎町の方に来て、久慈市のほぼ全域が完了するという形になります。現地調査は平成20年度までを予定しておりますので、最終的には21年度には終わるものということの計画となっております。

それからもう1点でございますが、久慈市のウニは一番おいしいというようなお話だったと思いますが、久慈市といいましても久慈・九戸地方でございますが、振興局が中心になって各市町村で協議会をつくっております、その中で、特産物を大々的に宣伝してやりましょうという取り組みをしているわけでございます。例えば、種市町はウニを特産物とするキャラクターをつくって宣伝をしようと、久慈についてはサケ、野田についてはホタテをやりましょう、そういったようなもので連携をして取り組みをしているわけですが、今後そういった方面の取り組みはますます必要であるというふうに考えております。つくり育てる漁業ということで、漁民の方々が一生懸命頑張っている反面、やはり市外から来た方々にそれを味わっていただく機会をたくさん設けるような、そういうものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 最後の答弁ですけれども、広域で云々という話でしたがそうじゃなくて、例えばこの間、海女フェスティバルをやりましたよね。そのときに、牛乳瓶のウニが何千本か出たと。1,200円で出したという話でしたが、そういったときにちゃんと「ウ

ニを何本出します」と、前もって大きく宣伝するとか、あるいは「べっぴん牛」ってありますよね。なかなか久慈市民、私の口にも入らないんだけど、「べっぴん牛祭り」を企画するとか。これは前沢では「前沢牛祭り」をやっていますが、あれぐらいのものは久慈ではできないにしても、べっぴん牛といっても本当に久慈市民の口に入らない状況があるんですが、これが実際どうなっているのか。そういった単品の祭りでもいいと思うんですよ。ウニ祭り、アワビ祭り、あるいは小袖のホタテでもいいですし、そういった形のを企画できないのかなというふうに思うんです。ぜひひとつ、いろいろな発想が必要だと思うんだけど、そういった点での展開があってもいいのではないかと、いうふうに思うんですが、お聞かせ願いたいというふうに思います。以上です。

委員長（菊地文一君） 野田口商工観光課長。

商工観光課長（野田口茂君） 城内委員さんおっしゃるように、よく観光課の方にも「どこで何を食べたらいいか」という問い合わせがございます。それから観光客の方々も「何がうまいのか」というようなこと、また「生ウニはどこで食べられるか」というようなお話を聞くことがございます。それにつきましては、商工会議所が飲食店のガイドマップを作成し、観光客の方にもお配りしてございます。もちろんそれで十分ではないわけですが、一層PRは必要でございます。先ほどお話に出ました海女フェスティバルの方では、チラシの中に「生ウニ1,200円」ということで価格を表示して、それで多くの方が集まるということにぎわいを見せているところでございます。また、いろいろなお祭りを、ということでしたが、関係課と協議し、また関係団体と協議しながら、久慈市のウニとかアワビとかサケとかというものをPRするような状況をつくってまいりたいというふうに思っております。なお、広域商工観光振興協議会という市長が会長をしております団体がございますが、こちらで今年「うまいもの掘り出し市」を市内で開催する予定にしておりますし、それらのものをもって盛岡でも開催するという予定もございます。ご指摘の部分は受けとめて、一層のPRに努めてまいりたいというふうに思っております。

委員長（菊地文一君） 18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 ぶり返して恐縮ですが、先ほどの

森のトレーにかかわっての28件中19件の問題です。産業部長はいつ調べたのかという問いに対して、平成10年1月1日時点と言いましたね。「14年1月1日」と呼ぶ者あり）私の聞き間違いだったのでしょうか。1回なのか、それとも何回か調べたのか、その調査時点をお聞かせください。

委員長（菊地文一君） 岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） 最初に調べたのは14年1月1日時点で調べました。以上です。

〔「1回だけですか、その後も調べているのですか」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） 1回だけかということです。岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） その後におきまして、県と連携しながら調べたところであります。「それはいつですか」と呼ぶ者あり）日にちはちょっと今……。

委員長（菊地文一君） 18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 最初に調べたのは14年1月1日ですね。そうするとこれはまだ操業中ですよ、操業中断が平成14年8月27日ですから。操業中断する前から理事長の資産の動向については、あなた方は関心を持って調べていたということですよ。そうすると、助役が言うには、理事長を含めて責任を問えないのだ、ということですが、そうであれば何でこんなことをしたんですか。そこところがわからない。しかもその後、今の部長答弁にあったように、県とその後調査してきたわけでしょう。責任を問えない人の資産を何で調べてきたんですか。その調査目的をお聞かせください。

委員長（菊地文一君） 山内市長。

市長（山内隆文君） 今のご質問の点でありますけれども、私どもも理事長等の責任を問えないものかと、こういった心境に当初からございました。そのためのさまざまな調査等に入っていったわけであります。この調査を進める上で、専門家等のご意見を伺いながら、なかなか困難であると、こういった現在の時点にあるということでありまして、はなから問えないという判断で始めたものではなくて、当初は、「問えないものかどうか」という視点でもってこの行動に出ていったものでありますので、ご理解をお願いいたします。

委員長（菊地文一君） 18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 流れはわかりました。それでは、

今、市長の答弁にあった、問うべくいろいろ検討してみたのと、しかし無理だと。その「無理だ」と判断をした時期はいつですか。

委員長（菊地文一君） 山内市長。

市長（山内隆文君） 明確な時期は記憶に定かではないのでありますが、昨年の今ごろの段階ではまだ可能性を探っていたことの記憶はございます。その後、いつの時点で難しいというふうに固まったかは、今、明確にできませんので、ご了承願います。

委員長（菊地文一君） 16番田表委員。

田表永七委員 それでは、林業振興費にかかわって2点お伺いいたします。1点目は、総括的な質問であります。民有林の保護育成についての考え方をお伺いしたい、そういう質問であります。私から申し上げるまでもないことではありますけれども、民有林は私有財産ではあるけれども、公益的な機能の面から考えれば公的な存在であろうと、私は常々思っているわけがあります。市内の民有林の荒廃というのは非常に深刻であると、私はそのように思っております。行政の積極的な支援が今、求められているのではないかなと思うわけですが、当局の市内の森林保護育成にかかわっての基本的な認識をお伺いしたい。これが1点目であります。

2点目は、極めて具体的なことでございますが、155ページの下の方に、森林整備事業費補助金という記載がございます。これの補助対象、あるいは補助の選考基準といたしますか、補助内容についてお伺いしたい。以上、2点でございます。

委員長（菊地文一君） 遠川林業水産課長。

林業水産課長（遠川保雄君） ただいま林業振興費にかかわりまして2点の質問がございました。「民有林の振興についてどのように図っていくのか」というお話だったと思います。「積極的な支援を期待する」というお話もございました。確かに、森林は私有財産としてだけではなくて、公益的な働きが多々あるわけでありまして、環境に対する浄化作用とか、災害の防止とか、大変重要な働きを持っているものと認識をしているところでございます。ただ、昨今は森林といえますか、木材といえますか、輸入材が大変多くなりまして、それに押されているというような状況がございまして、非常に採算割れといえますか、そういったようなことで森林の整備が非常に危ういというような

状況はあろうかと思えます。そこで、基本的な支援策云々というお話でもございましたが、これにつきましては現在、森林整備支援交付金というのがございまして、それによって支援をしている状況でございますし、また、ほかにもいろいろな補助制度はございます。

そこで、2点目の森林整備事業補助金についてですが、この事業は森林組合、それから林業公社が実施した除間伐に対して、事業費の10%以内の額を予算の範囲内で補助するというものでございます。森林組合と林業公社がその対象になっているわけでございまして、面積にしまして合計で87.4ヘクタールほどでございます。補助事業費としましては、2,703万7,000円ほどございまして、その10%ということで270万円ほどの補助をしているというような状況でございます。

委員長（菊地文一君） 16番田表委員。

田表永七委員 1点目にかかわって、再びお尋ねいたします。課長がお話しなさった中に、材木の需要が非常に停滞をしており、それで整備がなかなか難しいと、そういう意味のお話をなさいましたけれども、私はそういう基本的な認識は捨てていただきたいという立場なんです。つまり、今や森林は材木を生産する場所という捉え方は実態に合わないのではないのかなと思えます。やっぱり、地球を守るとか、地域の災害を守るとか、そういった観点から行政が積極的に支援をして育成し守っていかねばならない公的な財産であるというふうな認識に立ってほしい。そうでなければ、民有林はいつまでたっても荒廃から脱出できないと、私はそう思っています。再度、この点についてのお考えをお伺いしたい。

委員長（菊地文一君） 遠川林業水産課長。

林業水産課長（遠川保雄君） ただいまは木材の価値云々ではなくて、森林としての価値、働きに注目をすべきではないか、というお話だったと思えます。私どもも確かにそのとおりだというふうに思えます。木材が持つ経済的価値に加えまして、確かにこのような環境に対する大きな働きがあるわけでございますので、この部分は育成して、公的な支援をすべきであるというふうに考えるものでございます。そこで、このことに対する基本的な考え方ということでございますが、現状の補助制度の中でいろいろな対応をしておるわけでございますが、その中でしか今の段階ではやり

得ないのかなと思う部分がございます。京都議定書の関係とか、それから森林の整備に対して所有者に対する助成制度も検討されているように聞いてはおりますけれども、期待しながらその状況などを見守っていきたいというふうに考えております。

委員長（菊地文一君） 野田口商工観光課長。

商工観光課長（野田口茂君） 先ほど5款で城内委員のご質問に対してお答えを保留しておりました、雇用促進住宅の入居状況についてお答えを申し上げます。現在、大川目の住宅でございまして、80戸のうち31戸が入居、率で申し上げますと38.8%。ちなみに長内住宅は80戸に対して69戸入居ということで、86.3%ということでございます。

委員長（菊地文一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 今の雇用促進住宅ですが、大川目が38%の利用状況だということでございます。これは、久慈市の財産ではないというふうには私は思うんですけれども、しかし国民の財産というふうな位置づけはできるんですよね。そういった意味からいえば、この活用をですね、久慈市にあるわけですから、特に大川目についていうともう少し活用方法について、地元自治体として、雇用促進事業団と交渉してもっと安く借りとか、何かやっていいのではないかというふうには私は思うんです。市営住宅についても実際問題足りない。特に萩ヶ丘団地なんかは入居者の希望が多くてなかなか入れない状況があるんですが、そういった意味では「住宅は活用することによってその保全が保たれる」というふうには私は昔の人からもずっと聞いているんですが、人が住まないということは住宅が腐ってしまうというふうになるわけです。そういった意味で、この活用についての考え方を、ぜひ自治体として私は検討すべきではないかというふうに思いますので、お聞かせください。特に大川目は学区の問題も介在するというふうによく聞かれますね、あそこは大川目学区というふうになるんですが、そういう点で検討が必要かと思えますけれども、活用方について、ぜひ真剣にご検討いただきたいというふうに思いますが、お聞かせください。

もう1点は、157ページの漁業集落排水事業特別会計繰出金にかかわるんですが、侍浜地区にこの会計で運動公園をつくったんですが、答弁では「全市民的に使わせます」ということもあったんですが、しかし実

際問題はそれぞれの地域にあって、それぞれの地域が使うというのが実態だろうというふうに思うんですが、あそこの多目的グラウンド、あるいはテニスコート、あるいはゲートボール場がどういう管理で、利用状況はどうなっているのか、お聞かせいただきたい。あの辺はやませが非常に強いということも聞くわけですが、その影響もあるんじゃないかというふうに思うんですが、利用実態、管理状況、管理者も含めてお聞かせください。

委員長（菊地文一君） 野田口商工観光課長。

商工観光課長（野田口茂君） それでは、ただいまご質問のございました大川目の住宅等の活用ということですが、雇用・能力開発機構の方はこの財産について処分をしたいという意向を持っております。これは全国にある住宅施設が必ずしも有効に活用されていない、利用率の問題であろうかと思いますが、そのことから機構は処分をしたいということで、処分の場合は勤労者福祉施設等と同じような状況になるかと思いますが、「有償で」ということのようにございます。なお、不購入の場合には築後 60 年で廃止をするというのが機構の考えだというふうに伺っております。それにしましても、今お話でありました、現にある施設の活用につきましては、機構と協議をし、その利用促進、PRについて進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご了承願います。

委員長（菊地文一君） 遠川林業水産課長。

林業水産課長（遠川保雄君） 漁業集落環境整備事業で作りました多目的グラウンドについてのご質問でございました。恐らく、委員さんご質問のグラウンドと申しますのは、侍浜小学校の隣にあるものを指しているらっしゃるというふうに理解いたしました。この管理でございますが、現時点では市が直接管理している状況でございます。委託とかそういったことではございませんで、直接管理しているということですが、中身としましては草刈りとかいろいろな作業がございしますが、それは地元の方々をお願いをしているというような状況でございます。若干の賃金をお支払いをお願いをしているというような状況でございます。利用の状況でございますが、小学校の隣接地ということもありますし、それから侍浜のスポ少の活動が盛んだということもございまして、大変使用頻度はあるというふうに考えております。つくった以上はたくさん使

っていただきたいわけですが、使っていただいているという状況でございます。以上でございます。

委員長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

この際、お諮りいたします。本日の審査はここまでとし、以降は明9日に審査を行うことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

散会

委員長（菊地文一君） 本日はこれで散会いたします。

午後4時43分 散会